



熊本県公報

号外 第 5 号

平成 26 年 3 月 24 日(月)

(毎週 火・金発行)

目 次

条 例

○熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例等の一部を改正する条例	(人事課)	9
○熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(〃)	10
○職員の給料の切替えに伴う経過措置を廃止するための関係条例の整備に関する条例	(〃)	11
○熊本県一般職の職員等の給与に関する条例及び熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(〃)	12
○熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例	(〃)	13
○熊本県手数料条例の一部を改正する条例	(財政課)	13
○消費税法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例	(〃)	15
○公立大学法人熊本県立大学に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例	(県政情報文書課)	21
○熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	(市町村行政課)	21
○熊本県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例	(市町村財政課)	22
○熊本県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	22
○熊本県立劇場条例の一部を改正する条例	(文化企画課)	23
○熊本県食肉衛生検査所設置条例の一部を改正する条例	(健康危機管理課)	25
○熊本県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(高齢者支援課)	25
○熊本県介護職員待遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(〃)	25
○熊本県介護保険審査会条例	(認知症対策・地域ケア推進課)	25
○熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例	(障がい者支援課)	25
○熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	(国保・高齢者医療課)	34
○熊本県公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例	(水俣病審査課)	34
○熊本県地球温暖化の防止に関する条例の一部を改正する条例	(環境立県推進課)	34
○熊本県青少年問題協議会設置条例及び熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例	(くらしの安全推進課)	35
○熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例	(商工振興金融課)	36
○熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例	(産業人材育成課)	36
○熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例	(産業支援課)	36
○熊本県就農支援資金貸付特別会計条例の一部を改正する条例	(担い手・企業参入支援課)	37
○熊本県都市公園条例の一部を改正する条例	(都市計画課)	37
○熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例	(学校人事課)	38
○指導教諭の設置に伴う関係条例の整備に関する条例	(〃)	39
○熊本県社会教育委員条例	(社会教育課)	39
○熊本県いじめ防止対策審議会条例	(高校教育課)	40
○熊本県いじめ問題対策連絡協議会条例	(義務教育課)	41
○熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	41
○熊本県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例	(警察本部留置管理課)	41
○熊本県暴力団排除条例の一部を改正する条例	(警察本部組織犯罪対策課)	42

本号で公布された条例のあらまし

◇ 熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例の一部改正【第 1 条】
 - (1) 地方公務員法第 26 条の 3 第 1 項の高年齢として条例で定める年齢を定め、当該年齢に達した日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日以後の日から申請を行うことができるとした。(第 2 条関係)
 - (2) 高齢者部分休業取得中において減額する勤務 1 時間当たりの給与額の算出方法を見直すこととした。(第 3 条関係)
- 2 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正【第 2 条】

給与の減額に関する規定のうち、修学部分休業及び高齢者部分休業に関する規定の整備を行うこととした。(第 14 条関係)
- 3 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正【第 3 条】

給与の減額に関する規定のうち、修学部分休業及び高齢者部分休業に関する規定の整備を行うこととした。(第 17 条関係)
- 4 熊本県職員等の修学部分休業に関する条例の一部改正【第 4 条】

修学部分休業取得中において減額する勤務 1 時間当たりの給与額の算出方法を見直すこととした。(第 3 条関係)
- 5 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正【第 5 条】

給与の減額に関する規定のうち、修学部分休業及び高齢者部分休業に関する規定の整備を行うこととした。(第 22 条関係)
- 6 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇ 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 熊本市南区城南町及び富合町の区域に係る次に掲げる事務について、処理を行う団体を宇城広域連合から熊本市に変更することとした。
 - (1) 火薬類取締法等に基づく事務のうち、火薬類の消費等の許可等に関する事務(別表第 12 号関係)
 - (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務のうち、液化石油ガス設備工事の届出の受理等に関する事務(別表第 31 号関係)
- 2 都市再開発法等の施行に関する事務のうち都市再開発法施行令の一部改正により指定都市が行うこととなった事務に関し、規定の整理を行うこととした。(別表第 32 号関係)
- 3 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。(附則第 2 項関係)

◇ 職員の給料の切替えに伴う経過措置を廃止するための関係条例の整備に関する条例

- 1 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正【第 1 条】

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第 7 項の規定に基づき経過措置として支給していた額を、平成 26 年度から年度ごとに 4 分の 1 ずつ減額し、当該経過措置を平成 29 年 3 月 31 日限りで廃止することとした。(附則第 7 項関係)
- 2 熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正【第 2 条】

熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第 6 項の規定に基づき経過措置として支給していた額を、平成 26 年度から年度ごとに 4 分の 1 ずつ減額し、当該経過措置を平成 29 年 3 月 31 日限りで廃止することとした。(附則第 6 項関係)
- 3 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正【第 3 条】

熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第 6 項の規定に基づき経過措置として支給していた額を、平成 26 年度から年度ごとに 4 分の 1 ずつ減額し、当該経過措置を平成 29 年 3 月 31 日限りで廃止することとした。(附則第 6 項関係)
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇ 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例及び熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正【第 1 条】

- (1) 期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者が懲戒免職処分を受けた場合は、期末手当を支給しないこととした。(第15条の5の2関係)
- (2) 期末手当の支給を一時差し止める処分を行うことができる対象を、当該期末手当の支給日の前日までに離職した職員に限らないこととした。(第15条の5の3関係)
- 2 熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正【第2条】
- (1) 期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者が懲戒免職処分を受けた場合は、期末手当を支給しないこととした。(第16条の2関係)
- (2) 期末手当の支給を一時差し止める処分を行うことができる対象を、当該期末手当の支給日の前日までに離職した職員に限らないこととした。(第16条の3関係)
- 3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◇熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 教育長、常勤の監査委員及び病院事業の管理者の給料の額を770,000円以内で知事が定める額とすることとした。(第3条関係)
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。
- 3 この条例の施行の際現に教育長、常勤の監査委員又は病院事業の管理者である者の給料の額については、改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例によることとした。(附則第2項関係)

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 新たに次の手数料を設けることとした。
- | | |
|--------------|--------|
| 保育士試験免除申請手数料 | 2,400円 |
|--------------|--------|
- 2 次の手数料の額を改定することとした。
- | | |
|---|-------------------------|
| (1) ふぐ処理師試験手数料 | 13,400円から13,500円に改定 |
| (2) 駐車監視員資格者講習手数料 | 19,000円から20,000円に改定 |
| (3) 技能検定試験手数料 | 16,500円ほかから17,900円ほかに改定 |
| (4) 狩猟免許更新申請手数料 | 2,800円から2,900円に改定 |
| (5) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料(別表第26の2、別表第26の3関係) | 7,350円ほかから11,760円ほかに改定 |
| (6) 保健所食品検査手数料 | 1,790円ほかから1,840円ほかに改定 |
| (7) 保健所診断書交付手数料 | 760円から780円に改定 |
| (8) 保健所証明書交付手数料 | 600円から620円に改定 |
| (9) 輸出食品衛生証明書交付手数料 | 640円から660円に改定 |
| (10) 保健環境科学研究所試験検査手数料(別表第1関係) | 1,260円ほかから1,300円ほかに改定 |
| (11) 保健環境科学研究所賃本交付手数料 | 740円から760円に改定 |
| (12) と畜検査証明書交付手数料 | 610円から630円に改定 |
| (13) こども総合療育センター診断書交付手数料 | 5,040円ほかから5,180円ほかに改定 |
| (14) こども総合療育センター死体検案書交付手数料 | 5,040円から5,180円に改定 |
| (15) こども総合療育センター証明書交付手数料 | 2,000円から2,060円に改定 |
| (16) 精神保健福祉センター診断書交付手数料 | 760円から780円に改定 |
| (17) 精神保健福祉センター証明書交付手数料 | 600円から620円に改定 |
| (18) 産業技術センター分析、試験又は設計手数料(別表第27関係) | 1,210円ほかから1,240円ほかに改定 |
| (19) 産業技術センター成績書複本、証明書又は鑑定書交付手数料 | 420円から430円に改定 |
| (20) 農業研究センター分析手数料(別表第28関係) | 2,420円ほかから2,490円ほかに改定 |
| (21) 肉用牛産肉能力直接検定手数料 | 620円から640円に改定 |
| (22) 家畜保健衛生所手数料 | 260円ほかから270円ほかに改定 |
| (23) 林業研究指導所試験手数料 | 500円ほかから510円ほかに改定 |
| (24) 林業研究指導所成績書複本又は証明書交付手数料 | 420円から430円に改定 |
- 3 次の手数料を廃止することとした。
- 産業技術センター分析、試験又は設計手数料(食品試験のうち貯蔵試験に係るものに限る。)(別表第27関係)
- 4 旅券法施行令の一部改正等に伴う規定の整理を行うこととした。
- 5 この条例は、4の一部の規定を除き、平成26年4月1日から施行することとした。
- 6 所要の経過措置を定めることとした。(附則第2項関係)
- 7 熊本県収入証紙条例の一部改正(附則第3項関係)
- 1の手数料を証紙による収入の方法で徴収する手数料に加えることとした。

◇ 消費税法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例

1 消費税及び地方消費税の相当分を率方式で上乗せしている使用料(いわゆる外税方式)の規定を含む次の7条例については、使用料に乗じて上乗せする消費税及び地方消費税の相当分の率を100分の5から100分の8に改めることとした。

- (1) 熊本県家畜保健衛生所条例【第1条】
- (2) 熊本県林業研究指導所条例【第3条】
- (3) 熊本県財産条例【第5条】
- (4) 熊本県道路占用料徴収条例【第7条】
- (5) 熊本県工業用水道料金の徴収等に関する条例【第10条】
- (6) 熊本県天草飛行場条例【第24条】
- (7) 熊本県流水占用料等徴収条例【第25条】

2 消費税及び地方消費税の相当分を含めた使用料又は手数料(いわゆる内税方式)の規定を含む次の22条例については、使用料又は手数料の額を消費税及び地方消費税の相当分を上乗せした額に改定することとした。

- (1) 藤崎台県営野球場条例【第2条】
4,830円ほかから4,970円ほかに改定
- (2) 熊本県漁港管理条例【第4条】
4円94銭ほかから5円8銭ほかに改定
- (3) 熊本県病院事業の設置等に関する条例【第6条】
5,040円ほかから5,180円ほかに改定
- (4) 熊本県立学校体育施設の使用に関する条例【第8条】
190円ほかから200円ほかに改定
- (5) 熊本武道館条例【第9条】
2,310円ほかから2,380円ほかに改定
- (6) 熊本県立美術館条例【第11条】
260円ほかから270円ほかに改定
- (7) 熊本県身体障害者福祉センター条例【第12条】
860円ほかから880円ほかに改定
- (8) 熊本県有料駐車場料金徴収条例【第13条】
21,400円ほかから22,000円ほかに改定
- (9) 熊本県伝統工芸館条例【第14条】
200円ほかから210円ほかに改定
- (10) 熊本県立総合体育館条例【第15条】
980円ほかから1,010円ほかに改定
- (11) 熊本県野外劇場条例【第16条】
61,690円ほかから63,450円ほかに改定
- (12) 熊本県農業公園条例【第17条】
310円ほかから320円ほかに改定
- (13) 熊本県立装飾古墳館条例【第18条】
410円ほかから420円ほかに改定
- (14) 熊本県環境センター条例【第19条】
1,260円ほかから1,290円ほかに改定
- (15) 熊本県総合福祉センター条例【第20条】
8,720円ほかから8,970円ほかに改定
- (16) 熊本産業展示場条例【第21条】
1,243,200円ほかから1,278,720円ほかに改定
- (17) 熊本県立青少年の家条例【第22条】
660円ほかから680円ほかに改定
- (18) 熊本県総合射撃場条例【第23条】
370円ほかから380円ほかに改定
- (19) 熊本県流水占用料等徴収条例【第25条】
21,000円ほかから21,600円ほかに改定
- (20) 熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例【第26条】
115円50銭ほかから118円80銭ほかに改定
- (21) 熊本県一般海域管理条例【第27条】
115円50銭ほかから118円80銭ほかに改定
- (22) くまもと県民交流館条例【第28条】
20,580円ほかから21,170円ほかに改定

3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。(附則第2項—第9項関係)

◇ 公立大学法人熊本県立大学に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例

1 地方独立行政法人法第6条第4項の条例で定める重要な財産は、公立大学法人熊本県立大学の保有する財産であつて、その同法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価額(現金及び預金にあっては、同日におけるその額)が50万円以上のもの(その性質上同条の規定による処分が不適当なものを除く。)とすることとした。(第2条関係)

2 趣旨規定を設けることとした。(第1条関係)

3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◇ **熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例**

- 1 住民基本台帳法第30条の7第4項第2号の規定に基づき、新たに県内の市町村長に対して本人確認情報を提供することとし、その提供する事務は、次の事務とすることとした。（第2条、第3条、別表第1関係）
 - (1) 地方税法又は市町村の条例による市町村税（個人の県民税を含む。）の賦課又は徴収（市町村税に係る督促手数料等の徴収を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの
 - (2) 土地収用法第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する土地の取得に関する事務であって規則で定めるもの
- 2 住民基本台帳法第30条の8第1項第2号の規定に基づき、知事が条例で定めることにより本人確認情報を利用できる県の事務を次のとおり追加することとした。（別表第2関係）
 - (1) 児童福祉法による同法第50条第6号の3、第7号又は第7号の3に規定する費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
 - (2) 児童扶養手当法の児童扶養手当の過誤払が行われた場合における当該過誤払に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
 - (3) 母子及び寡婦福祉法による母子福祉資金貸付金又は寡婦福祉資金貸付金の貸付けに係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
 - (4) 熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例による補償に関する事務であって規則で定めるもの
 - (5) 水俣病被害者手帳又は医療手帳に関する事務であって規則で定めるもの
- 3 その他規定の整理を行うこととした。（目次、第4条—第6条、別表第1、別表第2関係）
- 4 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◇ **熊本県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例**

- 1 熊本県固定資産評価審議会の委員の定数を11人以内とすることとした。（第2条関係）
- 2 所要の規定の整理を行うこととした。（第1条関係）
- 3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◇ **熊本県税条例の一部を改正する条例**

- 1 地方税法及びエネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（附則第8条の3、附則第9条関係）
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、附則第8条の3及び附則第9条の改正規定（エネルギーの使用の合理化に関する法律の題名の改正に係る部分を除く。）は、公布の日から施行することとした。

◇ **熊本県立劇場条例の一部を改正する条例**

- 1 県立劇場の主たる業務を実演芸術の公演の企画及び実施とし、当該業務等を通じて県民の文化の振興を図ることを明確にすることとした。（第1条、第3条関係）
- 2 知事が県立劇場の運営の方針を定めることができるものとした。（第3条の2関係）
- 3 使用料の額について改正後の消費税等の相当額を上乗せした額に改定することとした。（別表関係）
- 4 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置を定めることとした。（附則第2項、附則第3項関係）

◇ **熊本県食肉衛生検査所設置条例の一部を改正する条例**

- 1 食肉衛生検査所が管轄する施設を次に掲げる施設とすることとした。（別表関係）
 - (1) と畜場及びこれに附属する施設（熊本市に所在するものを除く。）
 - (2) 食鳥処理場（年間処理羽数が300,000を超えるものに限り、熊本市に所在するものを除く。）
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◇ **熊本県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例**

- 1 熊本県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の失効の期限を1年間延長し、平成27年12月31日とすることとした。（附則第2項関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇ **熊本県介護職員待遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例**

- 1 熊本県介護職員待遇改善等臨時特例基金条例の失効の期限を1年間延長し、平成27年12月31日とすることとした。（附則第2項関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県介護保険審査会条例

- 1 この条例の趣旨を熊本県介護保険審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとすることとした。（第1条関係）
- 2 介護保険法第189条第2項の合議体を構成する委員は、3人とすることとした。（第3条関係）
- 3 審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定めることとした。（第4条関係）
- 4 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◇熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正【第1条】
 - (1) 重度訪問介護の対象に重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものを加えることとした。（第5条関係）
 - (2) 共同生活介護の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を廃止することとした。（第124条－第141条関係）
 - (3) 共同生活援助の人員、設備及び運営の基準を現行の共同生活介護の人員、設備及び運営の基準と同様とすることとした。（第195条－第201条関係）
 - (4) サテライト型住居の人員及び設備について基準を定めることとした。（第198条関係）
 - (5) 外部サービス利用型共同生活援助の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準について定めることとした。（第201条の2－第201条の12関係）
 - (6) 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例を廃止することとした。（第204条、第205条関係）
 - (7) その他関係規定の整理を行うこととした。
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、次の条例において関係規定の整理を行うこととした。
 - (1) 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例【第1条】
 - (2) 熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例【第2条】
 - (3) 熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例【第3条】
 - (4) 熊本県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例【第4条】
 - (5) 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例【第5条】
 - (6) 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例【第6条】
- 3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。（附則第2項－附則第5項関係）

◇熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

- 1 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第19条第1項に規定する財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合を10,000分の8から100,000分の44に改めることとした。（第2条関係）
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◇熊本県公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県公害健康被害認定審査会の委員の定数を10人以内とすることとした。（第2条関係）
- 2 所要の規定の整理を行うこととした。（第1条関係）
- 3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◇熊本県地球温暖化の防止に関する条例の一部を改正する条例

- 1 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（第32条関係）
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◇熊本県青少年問題協議会設置条例及び熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県青少年問題協議会設置条例の一部改正【第1条】
 - (1) 熊本県少年保護育成審議会との統合に伴い、熊本県青少年問題協議会の事務、会長及び委員に関する規定の整備を行うこととした。（第2条－第5条関

係)

(2) 熊本県青少年問題協議会に部会を設置することができることとし、当該設置に係る規定を整備することとした。(第7条関係)

2 熊本県少年保護育成条例の一部改正【第2条】

(1) 熊本県少年保護育成審議会を廃止することとした。(旧第20条－旧第22条関係)

(2) 熊本県少年保護育成審議会に諮問していた事項については、熊本県青少年問題協議会に諮問することとした。(第20条関係)

3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◇**熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例**

1 回収納付金を受け取る権利の放棄に係る計画について、産業競争力強化法の施行及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の廃止に伴う規定の整備を行うこととした。(第3条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇**熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例**

1 訓練生のうち授業料を不徴収とすることができる者について、次のいずれにも該当しない訓練生とすることとした。(第4条関係)

(1) 高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業し、又は修了した訓練生

(2) 高等学校等に在学した期間が通算して36月を超える訓練生

(3) 訓練生の就学に要する経費を負担すべき者として規則で定める者の収入の状況に照らして、授業料を徴収しないことにより当該者の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない訓練生として規則で定める訓練生

2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

3 この条例の施行の日前から引き続き熊本県立職業能力開発校に在校する訓練生に係る授業料については、なお従前の例によることとした。(附則第2項関係)

◇**熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例**

1 使用料に乗じて上乗せする消費税及び地方消費税の相当分の率を100分の105から100分の108に改めることとした。(第5条関係)

2 次の使用料の額の範囲を改定することとした。(別表関係)

(1) 化学試験・化学加工設備使用料の額

200円以上3, 150円以下→200円以上3, 350円以下

(2) 食品試験・食品加工設備使用料の額

50円以上5, 150円以下→50円以上5, 300円以下

(3) 機械試験・機械加工設備使用料の額

150円以上3, 600円以下→150円以上3, 300円以下

(4) 金属試験・金属加工設備使用料の額

350円以上3, 800円以下→200円以上3, 950円以下

(5) 木竹試験・木竹加工設備使用料の額

300円→400円

(6) 電気試験・電気加工設備使用料の額

50円以上1, 450円以下→50円以上1, 500円以下

(7) 有機薄膜試験・有機薄膜加工設備使用料の額

150円以上6, 550円以下→150円以上5, 900円以下

3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。(附則第2項関係)

◇**熊本県就農支援資金貸付特別会計条例の一部を改正する条例**

1 熊本県就農支援資金貸付特別会計の対象事務として農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律附則第9条第3項の規定によりなお従前の例により行われる資金の貸付けの業務を追加することとした。(第1条関係)

2 この条例は、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の施行の日から施行することとした。

◇**熊本県都市公園条例の一部を改正する条例**

1 使用料の額について改正後の消費税等の相当額を上乗せした額に改定することとした。(別表第1－別表第4関係)

2 熊本県民総合運動公園のテニスコートの使用料及び屋内運動広場の夜間照明の使用料の区分の見直しを行うこととした。(別表第2関係)

3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。(附則第2項関係)

◇ 熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 定時制及び通信制の課程の授業料を次のとおり改定することとした。(第2条関係)
 - (1) 高等学校(定時制) 1単位につき 1,750円→1,740円
 - (2) 高等学校(通信制) 1単位につき 340円→336円
- 2 定時制の課程の授業料の納付期限を全日制の課程の授業料と同一とすることとした。(第2条関係)
- 3 県立高等学校の生徒(通信制の課程の生徒を除く。)が就学支援金に係る認定の申請又は届出をした場合は、知事は、当該申請又は届出をした日の属する月から知事が指定する月までの各月分の授業料の納付を猶予することができるとした。(第2条関係)
- 4 知事は、就学支援金を受領したときは、当該就学支援金を当該就学支援金の支給を受ける生徒の授業料に係る債権の弁済に充てるものとすることとした。(第2条関係)
- 5 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。
- 6 この条例の施行の日前から引き続き県立高等学校に在学する者に係るこの条例の施行の日以後の授業料の徴収については、なお従前の例によることとした。(附則第2項関係)

◇ 指導教諭の設置に伴う関係条例の整備に関する条例

- 1 熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正【第1条】
 - (1) 職員の定義に指導教諭を加えることとした。(第3条関係)
 - (2) 定時制通信教育手当の支給対象に指導教諭を加えることとした。(第17条の3関係)
 - (3) 産業教育手当の支給対象に指導教諭を加えることとした。(第17条の4関係)
- 2 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正【第2条】
 - (1) 職員の定義に指導教諭を加えることとした。(第3条関係)
 - (2) 多学年学級担当手当の支給対象に指導教諭を加えることとした。(第11条の3関係)
- 3 熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正【第3条】
 教育職員の定義に指導教諭を加えることとした。(第2条関係)
- 4 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◇ 熊本県社会教育委員条例

- 1 熊本県社会教育委員の委嘱の基準について定めることとした。(第2条関係)
- 2 その他規定の整理を行うこととした。
- 3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。(附則第2項関係)

◇ 熊本県いじめ防止対策審議会条例

- 1 いじめ防止対策推進法第14条第3項の附属機関を置き、その名称を熊本県いじめ防止対策審議会とすることとした。(第1条関係)
- 2 熊本県いじめ防止対策審議会(以下「審議会」という。)の所掌事務について規定することとした。(第2条関係)
- 3 審議会の組織及び委員の資格について規定することとした。(第3条関係)
- 4 審議会の委員の任期について規定することとした。(第4条関係)
- 5 会長の設置及び職務等について規定することとした。(第5条関係)
- 6 審議会の会議について規定することとした。(第6条関係)
- 7 審議会の庶務を掌る部署について規定することとした。(第7条関係)
- 8 委任事項について規定することとした。(第8条関係)
- 9 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◇ 熊本県いじめ問題対策連絡協議会条例

- 1 いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づき、熊本県いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置くこととした。(第1条関係)
- 2 協議会の組織について規定することとした。(第2条関係)
- 3 協議の結果の尊重について規定することとした。(第3条関係)
- 4 協議会の庶務を掌る部署について規定することとした。(第4条関係)
- 5 委任事項について規定することとした。(第5条関係)
- 6 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◇ 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 身辺警護等作業に係る特殊勤務手当の支給対象となる職員を全ての警察官とすることとした。(第2条関係)
- 2 船舶警ら等作業を遠隔地水上警戒作業と船舶警ら等作業とし、その内容を見直すこととした。(別表関係)

- 3 その他規定の整理を行うこととした。(第2条、別表関係)
 4 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◇熊本県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県留置施設視察委員会の委員の任期を定めることとした。(第3条第2項
関係)
 2 所要の規定の整理を行うこととした。(第1条関係)
 3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

◇熊本県暴力団排除条例の一部を改正する条例

- 1 公安委員会が行う調査、勧告及び公表の対象として、次の者を追加することと
した。(第20条、第28条、第29条関係)
 (1) 第19条第3項の規定に違反すると知りながら、暴力団に金品等の供与を行
った事業者
 (2) 第19条第3項の規定に違反する金品等の供与であることを知りながら、
事業者から当該金品等の供与を受けた暴力団員等及び暴力団員等指定者
 (3) 第19条第3項の規定に違反する金品等の供与であることを知りながら、
自ら指定した暴力団員等指定者に対し、当該金品等の供与をさせた暴力団員等
 2 この条例は、平成26年6月1日から施行することとした。

条 例

熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第6号

熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例(平成19年熊本県条例第69号)
の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「期間は、5年」を「年齢は、熊本県職員等の定年等に関する条例(昭和59年熊本県条例第2号)第3条本文に規定する年齢(同条ただし書の規定の適用を受ける職員にあっては、同条ただし書各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める年齢)から5年を減じた年齢(次項において「基準年齢」という。)」に改め、同条に次の1項を加える。

3 法第26条の3第1項の規定により職員が申請をする場合においては、当該申請において示す日は、基準年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日でなければならない。

第3条第1項中「乗じ、その額を」を「乗じて得た額を、」に改め、「乗じたもの」の次に「から人事委員会規則で定める時間に1/8を乗じたものを減じたもの」を加える。
(熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和32年熊本県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「当該職員が大学その他の教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと」を「法第26条の2第1項に規定する修学部分休業」に、「当該職員が当該職員に係る定年退職日(熊本県職員等の定年等に関する条例(昭和59年熊本県条例第2号)第2条に規定する定年退職日をいう。以下この項において同じ。)から5年をさかのぼった日後の日で、当該職員が申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと」を「法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業」に改める。

(熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年熊本県条例第46号)の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「当該職員が大学その他の教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと」を「地方公務員法第26条の2第1項に規定する修学部分休業」に、「当該職員が当該職員に係る定年退職日(熊本県職員等の定年等に関する条例(昭和59年熊本県条例第2号)第2条に規定する定年退職日をいう。以下この項において同じ。)から5年をさかのぼった日後の日で、当該職員が申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと」を「地方公務員法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業」に改める。

(熊本県職員等の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第4条 熊本県職員等の修学部分休業に関する条例(平成19年熊本県条例第68号)の

一部を次のように改正する。

第3条第1項中「乗じ、その額を」を「乗じて得た額を、」に改め、「乗じたもの」の次に「から人事委員会規則で定める時間に18を乗じたものを減じたもの」を加える。

(熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年熊本県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第22条第3項中「当該職員が大学その他の教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと」を「地方公務員法第26条の2第1項に規定する修学部分休業」に、「当該職員が当該職員に係る定年退職日（熊本県職員等の定年等に関する条例（昭和59年熊本県条例第2号）第2条に規定する定年退職日をいう。以下この項において同じ。）から5年をさかのぼった日後の日で、当該職員が申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと」を「地方公務員法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県条例第7号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第12号市町村等の欄中「南区城南町及び富合町並びに」、「熊本市（熊本市南区城南町及び富合町の区域に係る事務に限る。）」及び「（熊本市の区域に係る事務にあっては、熊本市南区城南町及び富合町の区域に係る事務に限る。）」を削り、同表第31号市町村等の欄中「熊本市（熊本市南区城南町及び富合町の区域に係る事務に限る。）」及び「（熊本市の区域に係る事務にあっては、熊本市南区城南町及び富合町の区域に係る事務に限る。）」を削り、同表第32号を次のように改める。

32 都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下この号において「法」という。）、都市再開発法施行令（昭和44年政令第232号。以下この号において「政令」という。）及び都市再開発法施行規則（昭和44年建設省令第54号。以下この号において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（(2)から(18)まで及び(20)に掲げる事務にあっては、再開発会社（法第50条の2第3項に規定する再開発会社をいう。）が施行する第二種市街地再開発事業（法第2条第1号に規定する第二種市街地再開発事業をいう。）に係るものに限る。）	熊本市
---	-----

- (1) 法第41条第3項（法第50条の11第2項（法第106条第7項において準用する場合を含む。）及び第106条第6項において準用する場合を含む。）の規定による認可に関する事務
- (2) 法第50条の2第1項、第50条の9第1項、第50条の12第1項、第50条の15第1項、第118条の6第1項後段（同条第4項において準用する場合を含む。）及び第133条第1項の規定による認可に関する事務
- (3) 法第50条の6及び第50条の9第2項において準用する法第16条第1項の規定による縦覧に関する事務
- (4) 法第50条の6及び第50条の9第2項において準用する法第16条第2項の規定による提出の受理に関する事務
- (5) 法第50条の6及び第50条の9第2項において準用する法第16条第3項の規定による命令及び通知に関する事務
- (6) 法第50条の6及び第50条の9第2項において準用する法第16条第5項の規定による申告の受理及び手続に関する事務
- (7) 法第50条の8第1項（法第50条の9第2項及び第50条の12第2項において準用する場合を含む。）の規定による

公告及び図書の送付に関する事務

- (8) 法第50条の14第1項及び第118条の28第2項において準用する法第99条の3第3項(法第99条の8第5項において準用する場合を含む。)の規定による承認に関する事務
- (9) 法第50条の15第2項において準用する法第50条の8第1項、第118条の30第2項において準用する法第113条及び第117条第1項並びに第125条の2第5項の規定による公告に関する事務
- (10) 法第118条の28第2項において準用する法第99条の8第5項において準用する法第98条第2項の規定による代執行に関する事務
- (11) 法第118条の30第1項及び同条第2項において準用する法第114条ただし書の規定による決定に関する事務
- (12) 法第124条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は勧告、助言若しくは援助に関する事務
- (13) 法第124条第3項及び第125条の2第3項の規定による命令に関する事務
- (14) 法第125条の2第1項及び第2項の規定による検査に関する事務
- (15) 法第125条の2第4項の規定による認可の取消しに関する事務
- (16) 法第128条第1項の規定による審査請求に関する事務
- (17) 政令第22条の3において準用する政令第4条の2第3項の規定による承認に関する事務
- (18) 政令第49条の規定による提出の受理に関する事務
- (19) 政令第53条第2項の規定による認定に関する事務
- (20) 省令第39条第2項、第3項及び第5項の規定による掲示に関する事務

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表第12号及び第31号の事務の欄に掲げる事務に係る法令並びにこの条例による改正前の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定により宇城広域連合長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に当該法令及び旧条例の規定により宇城広域連合長に対してされた申請その他の行為(いずれも熊本市南区城南町及び富合町の区域に係るものに限る。)は、同日以後においては、熊本市長のした処分その他の行為又は熊本市長に対してされた申請その他の行為とみなす。

職員の給料の切替えに伴う経過措置を廃止するための関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県条例第8号

職員の給料の切替えに伴う経過措置を廃止するための関係条例の整備に関する条例
(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年熊本県条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「のほか、」の次に「平成18年4月1日から平成26年3月31日までの期間にあっては」を、「相当する額を」の次に「、同年4月1日から平成29年3月31日までの期間にあっては当該額から当該額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。)を減じて得た額を」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間 4分の1

(2) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間 4分の2

(3) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間 4分の3

(熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年熊本県条例第42号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「のほか、」の次に「平成18年4月1日から平成26年3月31日までの期間にあっては」を、「相当する額を」の次に「、同年4月1日から平成29年3月31日までの期間にあっては当該額から当該額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を減じて得た額を」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間 4分の1
- (2) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間 4分の2
- (3) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間 4分の3

（熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年熊本県条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「のほか、」の次に「平成18年4月1日から平成26年3月31日までの期間にあっては」を、「相当する額を」の次に「、同年4月1日から平成29年3月31日までの期間にあっては当該額から当該額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を減じて得た額を」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間 4分の1
- (2) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間 4分の2
- (3) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間 4分の3

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例及び熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県条例第9号

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例及び熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

第1条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第15条の5の2第1号中「処分」の次に「（以下「懲戒免職処分」という。）」を加え、同条第3号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第4号中「禁錮」を「禁錮」に改め、「処せられたもの」の次に「又は懲戒免職処分を受けたもの」を加える。

第15条の5の3第1項中「で当該支給日の前日までに離職したもの」を削り、同項第1号中「離職した」を「当該支給日の前日までに離職した場合において、離職した」に、「禁錮」を「禁錮」に、「確定していない場合」を「確定していないとき。」に改め、同項第2号中「離職した」を「当該支給日の前日までに離職した場合（当該離職した）に改め、「あると」の次に「任命権者が」を加え、「であって」を「に限る。」においてに改め、同項に次の1号を加える。

(3) 当該支給日の前日までに、その者の在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為（在職期間中のその者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職処分に値することが明らかなるものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至った場合（前2号に該当する場合を除く。）

第15条の5の3第4項中「第14条」を「第14条第1項」に改め、同条第5項第1号中「一時差止処分を」を「第1項第1号に該当することにより一時差止処分を」に、「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「一時差止処分を」を「第1項第2号に該当することにより一時差止処分を」に改め、同項に次の2号を加える。

(4) 第1項第3号に該当することにより一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為について懲戒免職処分を受けないことが明らかになった場合(5) 第1項第3号に該当することにより一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に関し懲戒免職処分を受けることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

（熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第1号中「処分」の次に「（以下「懲戒免職処分」という。）」を加え、同条第3号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第4号中「禁錮」を「禁錮」に改め、「処せられたもの」の次に「又は懲戒免職処分を受けたもの」を加える。

第16条の3第1項中「で当該支給日の前日までに離職したもの」を削り、同項第1号中「離職した」を「当該支給日の前日までに離職した場合において、離職した」に、「禁錮」を「禁錮」に、「確定していない場合」を「確定していないとき。」に改め、同項第2号中「離職した」を「当該支給日の前日までに離職した場合（当該離職した）

に改め、「あると」の次に「任命権者が」を加え、「であつて」を「に限る。」において」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 当該支給日の前日までに、その者の在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為（在職期間中のその者の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思するに至った場合（前2号に該当する場合を除く。）

第16条の3第4項中「第14条」を「第14条第1項」に改め、同条第5項第1号中「一時差止処分を」を「第1項第1号に該当することにより一時差止処分を」に、「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「一時差止処分を」を「第1項第2号に該当することにより一時差止処分を」に改め、同項に次の2号を加える。

(4) 第1項第3号に該当することにより一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為について懲戒免職処分を受けないことが明らかになつた場合

(5) 第1項第3号に該当することにより一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に関し懲戒免職処分を受けることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第10号

熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県教育長等の給与等に関する条例（昭和63年熊本県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別表第1による」を「月額770,000円以内で知事が定める額とする」に改める。

第5条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に教育長、常勤の監査委員又は病院事業の管理者である者の給料の額については、改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第11号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第110号の4の次に次の1号を加える。

（110）の5 児童福祉法施行令第21条の規定に基づく厚生労働省令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査

保育士試験免除申請手数料 2,400円

第2条第1項第301号中「第4条第1項第5号」を「第4条第1項第4号」に改め、同項第386号中「13,400円」を「13,500円」に改め、同項第400号の5中「19,000円」を「20,000円」に改め、同項第403号の2中「第89条第2項」を「第89条第3項」に改め、同項第421号中「第4条第2項」を「第4条第4項」に改め、同項第427号の2中「第36条の4第1項」を「第36条の8第1項」に改め、同項第427号の3中「第36条の4第2項」を「第36条の8第2項」に改め、同項第532号ア中「16,500円」を「17,900円」に、「11,000円」を「11,900円」に改め、同項第623号の27中「2,800円」を「2,900円」に改め、同項第625号ア（ア）中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同項第625号の3ア中「1,790円」を「1,840円」に改め、同号イ及びウ中「2,100円」を「2,160円」に改め、同号エ中「6,300円」を「6,480円」に改め、同号オ中「15,750円」を「16,200円」に改め、同号カ中「2,000円」を「2,060円」に改め、同号キ中「第2条」を「第4条」に、「第29条」を「第62条」に、「4,730円」を「4,870円」に改め、同号ク中「4,200円」を「4,320円」に改め、同号ケ中「6,300円」を「6,480円」に改め、同項第626号中「760円」を「780円」に改め、同項第627号中「600円」を「620円」に改め、同項第627号の2中「640円」を「660円」に改め、同項第629号中「740円」を「760円」に改め、同項第635号中「610円」を「630円」に改め、同項第638号ア中「5,040円」を「5,180円」に改め、同号イ中「3,050円」を「3,140円」に改め、同号ウ中「2,000円」を「2,060円」に改め、同項第639号中「5,040円」

を「5, 180円」に改め、同項第640号中「2, 000円」を「2, 060円」に改め、同項第641号中「760円」を「780円」に改め、同項第642号中「600円」を「620円」に改め、同項第644号中「420円」を「430円」に改め、同項第649号中「620円」を「640円」に改め、同項第651号イ及びウ中「260円」を「270円」に改め、同号エ及びオ中「190円」を「200円」に改め、同号ク中「2, 500円」を「2, 570円」に改め、同号ケ中「100分の105」を「100分の108」に改め、同項第652号ア中「500円」を「510円」に、「2, 210円」を「2, 270円」に改め、同号イ中「900円」を「930円」に、「2, 210円」を「2, 270円」に改め、同号ウ中「2, 100円」を「2, 160円」に、「68, 750円」を「70, 710円」に改め、同項第653号中「420円」を「430円」に改める。

第3条中「次表第1欄に掲げる区分に応じて」を「次の表の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の」に改め、「者が」の次に「同表の」を加え、同条の表中「、第233号及び第528号」を「及び第233号」に、「から第406号まで」を「、第405号、第406号」に改める。

別表第1生物学的試験検査の項中「1, 260円」を「1, 300円」に、「2, 100円」を「2, 160円」に、「630円」を「650円」に、「420円」を「430円」に、「530円」を「550円」に、「2, 000円」を「2, 060円」に、「5, 040円」を「5, 180円」に、「3, 150円」を「3, 240円」に、「4, 520円」を「4, 650円」に、「6, 200円」を「6, 380円」に、「7, 770円」を「7, 990円」に、「15, 020円」を「15, 450円」に、「3, 890円」を「4, 000円」に改め、同表理化学的試験検査(食品の規格試験検査、上水の水質基準試験検査及び生活環境試験検査にあっては、生物学的試験検査を含む。)の項中「2, 100円」を「2, 160円」に、「3, 990円」を「4, 100円」に、「4, 520円」を「4, 650円」に、「7, 560円」を「7, 780円」に、「15, 230円」を「15, 670円」に、「6, 200円」を「6, 380円」に、「11, 970円」を「12, 310円」に、「20, 270円」を「20, 850円」に、「第2条」を「第4条」に、「第29条」を「第62条」に、「37, 700円」を「38, 780円」に、「9, 240円」を「9, 500円」に、「1, 050円」を「1, 080円」に、「1, 680円」を「1, 730円」に、「3, 150円」を「3, 240円」に、「20, 160円」を「20, 740円」に、「6, 090円」を「6, 260円」に、「12, 290円」を「12, 640円」に、「30, 350円」を「31, 220円」に、「22, 580円」を「23, 230円」に、「1, 260円」を「1, 300円」に、「37, 590円」を「38, 660円」に、「19, 950円」を「20, 520円」に、「1, 580円」を「1, 630円」に、「7, 670円」を「7, 890円」に、「12, 080円」を「12, 430円」に、「10, 820円」を「11, 130円」に、「12, 500円」を「12, 860円」に、「92, 930円」を「95, 590円」に、「2, 520円」を「2, 590円」に、「5, 570円」を「5, 730円」に、「7, 820円」を「8, 040円」に改める。

別表第18中「第97条の2第1項第3号」の次に「又は第5号」を加える。

別表第23中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項を2の項とし、4の項を3の項とする。

別表第26の2判定を再計算により行う場合の項中「7, 350円」を「11, 760円」に、「9, 150円」を「14, 640円」に、「10, 050円」を「16, 080円」に、「12, 750円」を「20, 400円」に、「21, 800円」を「34, 880円」に改め、同表上記以外の場合の項中「10, 700円」を「17, 120円」に、「14, 300円」を「22, 880円」に、「16, 350円」を「26, 160円」に、「21, 750円」を「34, 800円」に、「40, 000円」を「64, 000円」に改める。

別表第26の3判定を再計算により行う場合の項中「3, 600円」を「5, 760円」に、「5, 800円」を「9, 280円」に、「6, 950円」を「11, 120円」に、「7, 600円」を「12, 160円」に、「12, 750円」を「20, 400円」に、「21, 800円」を「34, 880円」に改め、同表上記以外の場合の項中「3, 850円」を「6, 160円」に、「7, 650円」を「12, 240円」に、「10, 000円」を「16, 000円」に、「11, 400円」を「18, 240円」に、「21, 750円」を「34, 800円」に、「40, 000円」を「64, 000円」に改める。

別表第27化学分析の項中「1, 630円」を「1, 620円」に、「3, 100円」を「3, 080円」に、「1, 210円」を「1, 240円」に、「22, 730円」を「28, 080円」に改め、同表化学及び物理試験の項中「2, 470円」を「2, 430円」に、「18, 110円」を「18, 200円」に、「4, 460円」を「4, 370円」に、「20, 580円」を「19, 060円」に改め、同表食品試験の項を次のように改める。

食品試験	微生物試験	1試料1回につき4, 430円以上5, 080円以下の範囲内で知事が定める額
	酵素試験	10, 040円以上12, 370円以下の範囲内で知事が定める額

別表第27機械試験の項中「1, 370円」を「380円」に、「3, 570円」を「6, 480円」に、「950円」を「920円」に、「5, 250円」を「5, 830円」に改め、同表金属分析の項中「2, 260円」を「2, 270円」に、「5, 250円」を「5, 290円」に改め、同表金属試験の項中「1, 210円」を「1, 240円」に、「6, 980円」を「7, 130円」に、「4, 830円」を「4, 860円」に、「2, 780円」を「2, 750円」に、「8, 510円」を「8, 800円」に改め、同表窯業試験の項中「1, 420円」を「1, 460円」に、「8, 030円」を「8, 100円」に改め、同表木竹試験の項中「5, 570円」を「5, 830円」に、「3, 100円」を「3, 350円」に改める。

別表第28土壤、肥料、水及び農産物の項中「2, 420円」を「2, 490円」に、「3, 680円」を「3, 790円」に、「1, 840円」を「1, 890円」に、「890円」を「920円」に、「1, 210円」を「1, 240円」に改め、同表飼料及び飼料の原料の項中「1, 160円」を「1, 190円」に、「5, 780円」を「5, 950円」に、「3, 470円」を「3, 570円」に、「1, 730円」を「1, 780円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第1項第301号の改正規定、同項第625号の3キの改正規定（「4, 730円」を「4, 870円」に改める部分を除く。）、第3条の改正規定及び別表第1理化学的試験検査（食品の規格試験検査、上水の水質基準試験検査及び生活環境試験検査にあっては、生物学的試験検査を含む。）の項の改正規定（「第2条」を「第4条」に、「第29条」を「第62条」に改める部分に限る。）公布の日
 (2) 第2条第1項第421号、第427号の2及び第427号の3の改正規定 薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成25年法律第103号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
 (3) 第2条第1項第403号の2及び別表第18の改正規定 道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にされているこの条例による改正前の熊本県手数料条例第2条第1項に掲げる事務に関する申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

- 3 熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）の一部を次のように改正する。
 別表第1手数料の項第105号を次のように改める。

| 105 保育士試験免除申請手数料 |

消費税法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第12号

消費税法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例

(熊本県家畜保健衛生所条例の一部改正)

- 第1条 熊本県家畜保健衛生所条例（昭和25年熊本県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(藤崎台県営野球場条例の一部改正)

- 第2条 藤崎台県営野球場条例（昭和35年熊本県条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表職業野球の項中「4, 830円」を「4, 970円」に改め、同表一般野球の項中「4, 200円」を「4, 320円」に、「5, 040円」を「5, 180円」に、「5, 360円」を「5, 510円」に、「6, 200円」を「6, 380円」に、「6, 720円」を「6, 910円」に、「7, 670円」を「7, 890円」に、「1, 680円」を「1, 730円」に、「2, 000円」を「2, 060円」に改める。

別表の2の表場内放送器具一式の項中「550円」を「570円」に改め、同表スコア・ボード一式の項中「1, 400円」を「1, 440円」に、「2, 800円」を「2, 880円」に、「4, 500円」を「4, 630円」に改め、同表選手控室の項中「330円」を「340円」に改め、同表会議室の項中「220円」を「230円」に改め、同表主催者室の項中「440円」を「450円」に改める。

別表の3の表照明設備の全部を点灯する場合の項中「472, 500円」を「486, 000円」に、「117, 600円」を「120, 960円」に、「42, 000円」を「43, 200円」に改め、同表照明設備の2分の1を点灯する場合の項中「21, 000円」を「21, 600円」に改め、同表照明設備の4分の1を点灯する場合の項中「10, 500円」を「10, 800円」に改める。

(熊本県林業研究指導所条例の一部改正)

第3条 熊本県林業研究指導所条例（昭和36年熊本県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

（熊本県漁港管理条例の一部改正）

第4条 熊本県漁港管理条例（昭和37年熊本県条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1 使用料の項中「4円94銭」を「5円8銭」に、「1,271円」を「1,307円」に、「1,922円」を「1,976円」に、「2,877円」を「2,959円」に、「21円」を「22円」に、「221円」を「227円」に、「105円」を「108円」に、「2円31銭」を「2円38銭」に、「87,313円」を「89,807円」に、「21円74銭」を「22円36銭」に改める。

別表第2 土砂採取料の項中「116円」を「119円」に、「158円」を「162円」に、「105円」を「108円」に、「137円」を「140円」に、「152円」を「157円」に、「53円」を「54円」に、「68円」を「70円」に、「100円」を「103円」に改める。

別表第3 係留施設の項中「231円」を「238円」に、「2,310円」を「2,376円」に改め、同表駐車場の項中「210円」を「216円」に、「105円」を「108円」に改める。

（熊本県財産条例の一部改正）

第5条 熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

（熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第6条 熊本県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年熊本県条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表診断書の項中「5,040円」を「5,180円」に、「3,050円」を「3,140円」に、「2,000円」を「2,060円」に改め、同表死体検案書の項中「5,040円」を「5,180円」に改め、同表説明書の項中「2,000円」を「2,060円」に改める。

（熊本県道路占用料徴収条例の一部改正）

第7条 熊本県道路占用料徴収条例（昭和43年熊本県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

（熊本県立学校体育施設の使用に関する条例の一部改正）

第8条 熊本県立学校体育施設の使用に関する条例（昭和45年熊本県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表体育馆の項中「190円」を「200円」に、「380円」を「390円」に改め、同表柔道場及び剣道場の項及び剣道場の項中「190円」を「200円」に改め、同表プールの項中「250円」を「260円」に、「500円」を「510円」に改め、同表廐舎の項中「910円」を「940円」に改める。

（熊本武道館条例の一部改正）

第9条 熊本武道館条例（昭和46年熊本県条例第62号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「占用使用料」を「専用使用料」に改め、同表柔道場又は剣道場の項中「2,310円」を「2,380円」に、「4,100円」を「4,220円」に、「7,040円」を「7,240円」に、「5,880円」を「6,050円」に、「11,130円」を「11,450円」に、「13,440円」を「13,820円」に、「4,620円」を「4,750円」に、「8,190円」を「8,420円」に、「14,070円」を「14,470円」に、「11,760円」を「12,100円」に、「22,260円」を「22,900円」に、「26,880円」を「27,650円」に改め、同表小道場の項中「200円」を「210円」に、「400円」を「410円」に、「700円」を「720円」に、「600円」を「620円」に、「1,100円」を「1,130円」に、「1,300円」を「1,340円」に改め、同表会議室の項中「700円」を「720円」に、「820円」を「840円」に、「950円」を「980円」に、「1,520円」を「1,560円」に、「1,760円」を「1,810円」に、「2,470円」を「2,540円」に改める。

別表の2の表一般の項中「1,370円」を「1,410円」に、「1,580円」を「1,630円」に、「950円」を「980円」に改める。

別表の3の表中「350円」を「360円」に、「410円」を「420円」に、「760円」を「780円」に、「820円」を「840円」に、「1,170円」を「1,200円」に改める。

（熊本県工業用水道料金の徴収等に関する条例の一部改正）

第10条 熊本県工業用水道料金の徴収等に関する条例（昭和49年熊本県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の105」を「100分の108」に改める。

（熊本県立美術館条例の一部改正）

第11条 熊本県立美術館条例（昭和50年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1 本館常設展示室の項中「260円」を「270円」に改め、同表本館永青文

庫展示室の項中「200円」を「210円」に、「150円」を「160円」に、「120円」を「130円」に改め、同表本館常設展示室及び本館永青文庫展示室共通の項中「400円」を「420円」に、「240円」を「250円」に、「180円」を「190円」に改める。

別表第2本館の項中「8,090円」を「8,320円」に、「9,770円」を「10,050円」に、「10,710円」を「11,020円」に、「12,810円」を「13,180円」に、「11,660円」を「11,990円」に、「13,970円」を「14,370円」に改め、同表分館の項中「7,560円」を「7,780円」に、「9,030円」を「9,290円」に、「7,350円」を「7,560円」に、「8,820円」を「9,070円」に、「11,550円」を「11,880円」に、「13,860円」を「14,260円」に、「4,520円」を「4,650円」に、「5,360円」を「5,510円」に改める。

(熊本県身体障害者福祉センター条例の一部改正)

第12条 熊本県身体障害者福祉センター条例(昭和50年熊本県条例第52号)の一部を次のように改正する。

別表体育馆の項中「860円」を「880円」に、「500円」を「510円」に、「360円」を「370円」に改め、同表の宿泊室の項中「1,000円」を「1,030円」に改める。

(熊本県有料駐車場料金徴収条例の一部改正)

第13条 熊本県有料駐車場料金徴収条例(昭和54年熊本県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表熊本県営有料駐車場の項中「21,400円」を「22,000円」に、「15,200円」を「15,600円」に、「10,100円」を「10,400円」に改め、同表熊本県営第二有料駐車場の項中「10,100円」を「10,400円」に改める。

(熊本県伝統工芸館条例の一部改正)

第14条 熊本県伝統工芸館条例(昭和57年熊本県条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1の個人の項中「200円」を「210円」に改める。

別表第2の1階展示室の項中「10,080円」を「10,370円」に改め、同表の2階展示室Aの項中「3,780円」を「3,890円」に改め、同表の2階展示室Bの項中「3,630円」を「3,730円」に改め、同表の地下会議室の項中「3,470円」を「3,570円」に、「4,940円」を「5,080円」に、「8,400円」を「8,640円」に改め、同表の2階会議室の項中「2,630円」を「2,710円」に、「3,570円」を「3,670円」に、「5,990円」を「6,160円」に改め、同表の和室の項中「4,310円」を「4,430円」に改める。

(熊本県立総合体育館条例の一部改正)

第15条 熊本県立総合体育館条例(昭和57年熊本県条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表大体育室の項中「980円」を「1,010円」に改め、同表大体育室及び中体育室の項中「1,340円」を「1,380円」に、「980円」を「1,010円」に、「490円」を「500円」に改め、同表小体育室の項中「620円」を「640円」に改め、同表大体育室、中体育室及び小体育室の項中「230円」を「240円」に改め、同表室内温水プールの項中「270円」を「280円」に、「390円」を「400円」に、「2,730円」を「2,810円」に、「3,890円」を「4,000円」に改め、同表トレーニング室の項中「370円」を「380円」に、「3,680円」を「3,790円」に改め、同表元気体力測定室の項中「650円」を「670円」に、「850円」を「870円」に、「1,470円」を「1,510円」に、「1,890円」を「1,940円」に改め、同表会議室の項中「2,880円」を「2,960円」に、「1,920円」を「1,970円」に、「960円」を「990円」に改め、同表和室の項中「640円」を「660円」に改める。

別表の2の表大体育室の項中「2,310円」を「2,380円」に、「9,660円」を「9,940円」に改め、同表中体育室の項中「1,830円」を「1,880円」に、「7,700円」を「7,920円」に改め、同表室内温水プールの項中「2,570円」を「2,640円」に、「3,260円」を「3,350円」に改め、同表照明設備の項中「3,570円」を「3,670円」に、「1,890円」を「1,940円」に、「1,260円」を「1,300円」に、「630円」を「650円」に、「420円」を「430円」に改め、同表大体育室冷暖房設備の項中「10,500円」を「10,800円」に改める。

(熊本県野外劇場条例の一部改正)

第16条 熊本県野外劇場条例(昭和62年熊本県条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表野外ステージの項中「61,690円」を「63,450円」に、「75,440円」を「77,600円」に、「96,020円」を「98,760円」に、「9,140円」を「9,400円」に、「11,450円」を「11,780円」に、「123,320円」を「126,840円」に、「150,730円」を「155,040円」に、「191,840円」を「197,320円」に、「18,270円」を「

「18, 790円」に、「22, 840円」を「23, 490円」に、「185, 010円」を「190, 300円」に、「226, 170円」を「232, 630円」に、「287, 860円」を「296, 080円」に、「27, 410円」を「28, 190円」に、「34, 280円」を「35, 260円」に、「246, 650円」を「253, 700円」に、「301, 460円」を「310, 070円」に、「383, 670円」を「394, 630円」に、「36, 540円」を「37, 580円」に、「45, 680円」を「46, 990円」に、「92, 510円」を「95, 150円」に、「113, 030円」を「116, 260円」に、「143, 850円」を「147, 960円」に、「13, 700円」を「14, 090円」に、「17, 120円」を「17, 610円」に、「369, 970円」を「380, 540円」に、「452, 130円」を「465, 050円」に、「575, 450円」を「591, 890円」に、「68, 510円」を「70, 470円」に、「85, 630円」を「88, 080円」に、「616, 610円」を「634, 230円」に、「753, 690円」を「775, 220円」に、「959, 230円」を「986, 640円」に、「137, 030円」を「140, 950円」に、「171, 310円」を「176, 200円」に改め、同表第1音楽練習室(220平方メートル)の項中「4, 620円」を「4, 750円」に、「5, 460円」を「5, 620円」に、「6, 980円」を「7, 180円」に、「680円」を「700円」に、「790円」を「810円」に、「6, 040円」を「6, 210円」に、「7, 190円」を「7, 400円」に、「9, 190円」を「9, 450円」に、「890円」を「920円」に、「1, 050円」を「1, 080円」に改め、同表第2音楽練習室(135平方メートル)及び第3音楽練習室(110平方メートル)の項中「3, 200円」を「3, 290円」に、「3, 890円」を「4, 000円」に、「4, 940円」を「5, 080円」に、「470円」を「480円」に、「580円」を「600円」に、「4, 620円」を「4, 750円」に、「5, 460円」を「5, 620円」に、「6, 980円」を「7, 180円」に、「680円」を「700円」に、「790円」を「810円」に改め、同表樂屋の項中「2, 470円」を「2, 540円」に、「3, 100円」を「3, 190円」に、「3, 890円」を「4, 000円」に、「370円」を「380円」に、「470円」を「480円」に、「3, 200円」を「3, 290円」に、「4, 940円」を「5, 080円」に改める。

(熊本県農業公園条例の一部改正)

第17条 熊本県農業公園条例(平成2年熊本県条例第62号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「310円」を「320円」に改める。

別表第2多目的ホールの項中「4, 935円」を「5, 076円」に改め、同表物産館ホールの項中「48円30銭」を「49円68銭」に改め、同表回廊の項中「12円60銭」を「12円96銭」に改め、同表中庭の項中「8円40銭」を「8円64銭」に改め、同表広場の項中「5円25銭」を「5円40銭」に改める。

(熊本県立装飾古墳館条例の一部改正)

第18条 熊本県立装飾古墳館条例(平成3年熊本県条例第55号)の一部を次のように改正する。

別表第1一般人の項中「410円」を「420円」に改め、同表大学生の項中「250円」を「260円」に改める。

別表第2中「1, 160円」を「1, 190円」に改める。

(熊本県環境センター条例の一部改正)

第19条 熊本県環境センター条例(平成5年熊本県条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表会議室の項中「1, 260円」を「1, 290円」に、「1, 680円」を「1, 720円」に、「2, 940円」を「3, 010円」に、「630円」を「645円」に、「840円」を「860円」に、「1, 470円」を「1, 505円」に改め、同表環境シアターの項中「2, 310円」を「2, 370円」に、「3, 080円」を「3, 160円」に、「5, 390円」を「5, 530円」に改める。

(熊本県総合福祉センター条例の一部改正)

第20条 熊本県総合福祉センター条例(平成5年熊本県条例第47号)の一部を次のように改正する。

別表研修ホールの項中「8, 720円」を「8, 970円」に、「11, 870円」を「12, 210円」に、「20, 580円」を「21, 170円」に改め、同表第1会議室の項中「3, 050円」を「3, 140円」に、「3, 990円」を「4, 100円」に、「6, 930円」を「7, 130円」に改め、同表第2会議室の項中「1, 680円」を「1, 730円」に、「2, 310円」を「2, 380円」に、「4, 100円」を「4, 220円」に改め、同表第3会議室の項中「2, 630円」を「2, 710円」に、「3, 570円」を「3, 670円」に、「6, 200円」を「6, 380円」に改め、同表第4会議室の項中「3, 260円」を「3, 350円」に、「4, 310円」を「4, 430円」に、「7, 460円」を「7, 670円」に改める。

(熊本産業展示場条例の一部改正)

第21条 熊本産業展示場条例(平成8年熊本県条例第65号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表展示ホールの項中「1, 243, 200円」を「1, 278, 720円」

に、「621, 600円」を「639, 360円」に、「170, 940円」を「175, 820円」に、「932, 400円」を「959, 040円」に、「466, 200円」を「479, 520円」に、「128, 205円」を「131, 870円」に、「310, 800円」を「319, 680円」に、「85, 470円」を「87, 910円」に、「155, 400円」を「159, 840円」に、「42, 735円」を「43, 960円」に改め、同表多目的ホールの項中「102, 900円」を「105, 840円」に、「51, 450円」を「52, 920円」に、「14, 175円」を「14, 580円」に、「61, 740円」を「63, 500円」に、「30, 870円」を「31, 750円」に、「8, 505円」を「8, 750円」に、「41, 160円」を「42, 340円」に、「20, 580円」を「21, 170円」に、「5, 670円」を「5, 830円」に改め、同表大會議室の項中「36, 540円」を「37, 580円」に、「18, 270円」を「18, 790円」に、「5, 040円」を「5, 180円」に、「24, 360円」を「25, 060円」に、「12, 180円」を「12, 530円」に、「3, 360円」を「3, 460円」に、「6, 090円」を「6, 260円」に、「1, 680円」を「1, 730円」に改め、同表中會議室の項中「24, 360円」を「25, 060円」に、「12, 180円」を「12, 530円」に、「3, 360円」を「3, 460円」に改め、同表屋外展示場の項中「29円40銭」を「30円24銭」に、「14円70銭」を「15円12銭」に、「4円20銭」を「4円32銭」に改める。

別表の2の表を次のように改める。

2 設備の使用に係る単価

区分		単価
展示ホールの冷暖房 設備	全面の使用	1時間につき 47, 520円
	4分の3の使用	1時間につき 35, 640円
	4分の2の使用	1時間につき 23, 760円
	4分の1の使用	1時間につき 11, 880円
多目的ホールの冷暖 房設備	全面の使用	1時間につき 2, 700円
	5分の3の使用	1時間につき 1, 620円
	5分の2の使用	1時間につき 1, 080円
展示ホールの可動席	全席の使用	1日につき 172, 370円
	770席分の使用	1日につき 99, 790円
電気設備一式		1キロワット時ごとにつき 43円20銭
水道設備一式		1立方メートルごとにつき 378円
ガス設備一式		1立方メートルごとにつき 723円60銭
その他設備		知事が定める額

備考 電気設備一式又はガス設備一式の使用料又は利用料金に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(熊本県立青少年の家条例の一部改正)

第22条 熊本県立青少年の家条例（平成9年熊本県条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表天草青年の家、菊池少年自然の家及び豊野少年自然の家の項中「660円」を「680円」に、「250円」を「260円」に、「300円」を「310円」に改め、同表あしきた青少年の家の項中「1, 060円」を「1, 090円」に、「400円」を「410円」に、「300円」を「310円」に、「1, 500円」を「1, 540円」に改める。

(熊本県総合射撃場条例の一部改正)

第23条 熊本県総合射撃場条例（平成10年熊本県条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表一般使用の項中「370円」を「380円」に、「1, 640円」を「1, 690円」に改め、同表専用使用の項中「13, 130円」を「13, 510円」に、「33, 600円」を「34, 560円」に、「3, 050円」を「3, 140円」に、「19, 950円」を「20, 520円」に改める。

別表の2の表会議室の項中「420円」を「430円」に改め、同表研修室の項中「630円」を「650円」に改める。

(熊本県天草飛行場条例の一部改正)

第24条 熊本県天草飛行場条例（平成11年熊本県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(熊本県流水占用料等徴収条例の一部改正)

第25条 熊本県流水占用料等徴収条例（平成12年熊本県条例第29号）の一部を次の

ように改正する。

別表第1発電の原動力の用に供するものの項中「105／100」を「108／100」に改め、同表発電以外の水利使用に供するものの項中「21,000円」を「21,600円」に、「172万8,300円」を「177万7,680円」に改める。

別表第2砂の項中「126円」を「129円60銭」に改め、同表砂利の項中「157円50銭」を「162円」に改め、同表土砂の項中「105円」を「108円」に改め、同表切り込み砂利の項中「136円50銭」を「140円40銭」に改め、同表栗石の項中「152円25銭」を「156円60銭」に改め、同表玉石の項中「52円50銭」を「54円」に改め、同表転石の項中「68円25銭」を「70円20銭」に、「99円75銭」を「102円60銭」に改める。

(熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例の一部改正)

第26条 熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例(平成12年熊本県条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第2砂の項中「115円50銭」を「118円80銭」に改め、同表砂利の項中「157円50銭」を「162円」に改め、同表土砂の項中「105円」を「108円」に改め、同表切り込み砂利の項中「136円50銭」を「140円40銭」に改め、同表栗石の項中「152円25銭」を「156円60銭」に改め、同表玉石の項中「52円50銭」を「54円」に改め、同表転石の項中「68円25銭」を「70円20銭」に、「99円75銭」を「102円60銭」に改める。

(熊本県一般海域管理条例の一部改正)

第27条 熊本県一般海域管理条例(平成12年熊本県条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表第2砂の項中「115円50銭」を「118円80銭」に改め、同表砂利の項中「157円50銭」を「162円」に改め、同表土砂の項中「105円」を「108円」に改め、同表切り込み砂利の項中「136円50銭」を「140円40銭」に改め、同表栗石の項中「152円25銭」を「156円60銭」に改め、同表玉石の項中「52円50銭」を「54円」に改め、同表転石の項中「68円25銭」を「70円20銭」に、「99円75銭」を「102円60銭」に改める。

(くまもと県民交流館条例の一部改正)

第28条 熊本県くまもと県民交流館条例(平成13年熊本県条例第57号)の一部を次のように改正する。

別表大議室の項中「20,580円」を「21,170円」に、「27,510円」を「28,300円」に、「48,090円」を「49,460円」に、「68,670円」を「70,630円」に、「10,290円」を「10,580円」に、「13,760円」を「14,150円」に、「24,050円」を「24,730円」に、「34,340円」を「35,320円」に改め、同表会議室1の項中「7,560円」を「7,780円」に、「10,080円」を「10,370円」に、「17,640円」を「18,140円」に、「25,200円」を「25,920円」に改め、同表会議室2の項、会議室3の項及び会議室4の項中「3,780円」を「3,890円」に、「5,040円」を「5,180円」に、「8,820円」を「9,070円」に、「12,600円」を「12,960円」に改め、同表会議室5の項中「1,370円」を「1,400円」に、「1,790円」を「1,840円」に、「3,150円」を「3,240円」に、「4,520円」を「4,640円」に改め、同表会議室6の項中「2,310円」を「2,380円」に、「3,150円」を「3,240円」に、「5,460円」を「5,620円」に、「7,770円」を「7,990円」に改め、同表会議室7の項及び会議室8の項中「4,200円」を「4,320円」に、「5,570円」を「5,720円」に、「9,770円」を「10,040円」に、「13,970円」を「14,360円」に改め、同表音楽室1の項中「3,680円」を「3,780円」に、「4,940円」を「5,080円」に、「8,610円」を「8,860円」に、「12,290円」を「12,640円」に改め、同表音楽室2の項中「1,470円」を「1,510円」に、「1,890円」を「1,940円」に、「3,360円」を「3,460円」に、「4,830円」を「4,970円」に改め、同表和室の項中「5,990円」を「6,160円」に、「7,980円」を「8,210円」に、「13,970円」を「14,360円」に、「19,950円」を「20,520円」に改め、同表練習室の項中「1,890円」を「1,940円」に、「2,520円」を「2,590円」に、「4,410円」を「4,540円」に、「6,300円」を「6,480円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の熊本県家畜保健衛生所条例、熊本県林業研究指導所条例、熊本県財産条例、熊本県道路占用料徴収条例及び熊本県流水占用料等徴収条例の使用料及び占用料に関する規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用又は占用に係る使用料又は占用料について適用し、施行日前の使用又は占用に係る使用料又は占用料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の藤崎台県営野球場条例、熊本県漁港管理条例、熊本県立学校体育施設の使用に関する条例、熊本武道館条例、熊本県立美術館条例、熊本県身体障害

- 者福祉センター条例、熊本県伝統工芸館条例、熊本県立総合体育馆条例、熊本県野外劇場条例、熊本県農業公園条例、熊本県立装飾吉墳館条例、熊本県環境センター条例、熊本県総合福祉センター条例、熊本産業展示場条例、熊本県立青少年の家条例、熊本県総合射撃場条例及びくまもと県民交流館条例の使用料に関する規定は、施行日以後の許可又は届出に係る使用料について適用し、施行日前の許可又は届出に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 この条例による改正後の熊本県漁港管理条例、熊本県流水占用料等徵収条例、熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徵収条例及び熊本県一般海域管理条例の土砂採取料及び土石採取料に関する規定は、施行日以後の許可又は協議に係る土砂採取料又は土石採取料について適用し、施行日前の許可又は協議に係る土砂採取料又は土石採取料については、なお従前の例による。
- 5 第6条の規定による改正後の熊本県病院事業の設置等に関する条例別表の規定は、施行日以後に行われる診断書、死体検案書又は説明書の交付の申請に係る手数料について適用し、施行日前に行われた診断書、死体検案書又は説明書の交付の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 6 施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定される工業用水の使用に係る料金は、第10条の規定による改正後の熊本県工業用水道料金の徵収等に関する条例第4条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。
- 7 第13条の規定による改正後の熊本県有料駐車場料金徵収条例第3条第1項の表の規定は、施行日以後の定期の駐車の申込みに係る駐車場の料金について適用し、施行日前の定期の駐車の申込みに係る駐車場の料金については、なお従前の例による。
- 8 第24条の規定による改正後の熊本県天草飛行場条例第17条第1項の規定は、施行日以後の着陸、停留又は使用に係る着陸料、停留料又は施設使用料について適用し、施行日前の着陸、停留又は使用に係る着陸料、停留料又は施設使用料については、なお従前の例による。
- 9 第24条の規定による改正後の熊本県天草飛行場条例第1条に規定する飛行場に係る施行日の前日から施行日にかけての停留は、施行日前の停留とみなして、前項の規定を適用する。

公立大学法人熊本県立大学に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第13号

公立大学法人熊本県立大学に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例
公立大学法人熊本県立大学に係る重要な財産を定める条例（平成18年熊本県条例第16号）の一部を次のように改正する。

本則中「公立大学法人熊本県立大学に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）」を「法」に改め、本則を第3条とし、同条に見出しとして「（法第44条第1項の条例で定める重要な財産）」を付し、同条の前に次の2条を加える。
(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定に基づき、公立大学法人熊本県立大学（以下「県立大学」という。）に係る重要な財産を定めるものとする。

(法第6条第4項の条例で定める重要な財産)

第2条 法第6条第4項の条例で定める重要な財産は、県立大学の保有する財産であって、その法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあっては、同日におけるその額）が50万円以上のもの（その性質上同条の規定による処分が不適当なものを除く。）とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第14号

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
熊本県住民基本台帳法施行条例（平成14年熊本県条例第44号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4条」を「第6条」に、「第5条—第11条」を「第7条—第13条」に、「第12条・第13条」を「第14条・第15条」に、「第14条」を「第16条」に改める。

第14条を第16条とし、第5条から第13条までを2条ずつ繰り下げる。

第4条中「（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）」を削り、同条を第6条とする。

第3条中「別表第2」を「別表第3」に改め、同条を第5条とする。

第2条の見出し中「本人確認情報」を「県における本人確認情報」に改め、同条中「別表第1」を「別表第2」に改め、同条を第4条とし、第1条の次に次の2条を加える。
(本人確認情報を提供する区域内の市町村の執行機関及び提供に係る事務)

第2条 法第30条の7第4項第2号に規定する条例で定める県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関(次条において「区域内の市町村の執行機関」という。)は市町村長とし、同号に規定する条例で定める事務は別表第1のとおりとする。

(区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第3条 知事が行う法第30条の7第4項の規定による保存期間に係る本人確認情報の区域内の市町村の執行機関への提供(同項第2号に掲げる場合における提供に限る。)は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条及び第6条において同じ。)から電気通信回線を通じて区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

別表第2中「第3条関係」を「第5条関係」に改め、同表を別表第3とする。

別表第1中「第2条関係」を「第4条関係」に改め、同表の14の項中「(昭和26年法律第219号)」を削り、同項を同表の18の項とし、同表中10の項から13の項までを4項ずつ繰り下げ、9の項を12の項とし、同項の次に次の1項を加える。

1 3 熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年熊本県条例第43号)による補償に関する事務であって規則で定めるもの

別表第1中8の項を11の項とし、3の項から7の項までを3項ずつ繰り下げ、2の項を3の項とし、同項の次に次の2項を加える。

4 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の児童扶養手当の過誤払が行われた場合における当該過誤払に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの

5 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による同法第16条に規定する母子福祉資金貸付金又は同法第32条第5項に規定する寡婦福祉資金貸付金の貸付けに係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの

別表第1の1の項中「(昭和25年法律第226号)」を削り、同項を同表の2の項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による同法第50条第6号の3、第7号又は第7号の3に規定する費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

別表第1に次の1項を加える。

1 9 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(平成21年法律第81号)第6条第1項の水俣病被害者手帳又は医療手帳(過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性があり、かつ、四肢末梢優位の感覺障害を有する者に対して県が交付する医療手帳をいう。)に関する事務であって規則で定めるもの

別表第1を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1(第2条関係)

- 1 地方税法(昭和25年法律第226号)又は市町村の条例による市町村税(個人の県民税を含む。以下この項において同じ。)の賦課又は徴収(市町村税に係る督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの
- 2 土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する土地の取得に関する事務であって規則で定めるもの

附 則
この条例は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第15号

熊本県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

熊本県固定資産評価審議会条例(昭和37年熊本県条例第53号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「第401条の2第6項」を「第401条の2第5項」に、「関する」を「関し必要な」に、「ことを目的と」を「ものと」に改める。

第5条を第6条とし、第2条から第4条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

(組織)

第2条 審議会は、委員11人以内で組織する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第16号

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。
 附則第8条の3第2項第4号ア(ウ)中「エネルギー使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「第80条第1号」を「第80条第1号イ」に、「製造事業者等」を「エネルギー消費機器等製造事業者等」に改める。

附則第9条第2項第4号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「第80条第1号」を「第80条第1号イ」に、「製造事業者等」を「エネルギー消費機器等製造事業者等」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則第8条の3第2項第4号ア(ウ)の改正規定(「エネルギー使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める部分を除く。)及び附則第9条第2項第4号の改正規定(「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。

熊本県立劇場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第17号

熊本県立劇場条例の一部を改正する条例

熊本県立劇場条例(昭和57年熊本県条例第27号)の一部を次のように改正する。
 第1条中「県民」を「実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能(以下「実演芸術」という。)等を通じて県民」に改める。

第3条第2号中「県民の文化の振興」を「第1条に規定する目的を達成するため」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「音楽、舞踊、演劇」を「実演芸術の公演又は発表」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。

第3条の次に次の1条を加える。

(運営の方針)

第3条の2 知事は、県立劇場の運営の方針を定めることができる。

2 知事は、前項の方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、熊本県文化振興審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 知事が第1項の方針を定めたときは、県立劇場は、当該方針に従い、前条各号に掲げる業務を行わなければならない。

別表の1の表コンサートホールの項中「37,800円」を「38,880円」に、「75,600円」を「77,760円」に、「94,500円」を「97,200円」に、「113,400円」を「116,640円」に、「150,150円」を「154,440円」に、「187,950円」を「193,320円」に、「56,700円」を「58,320円」に、「140,700円」を「144,720円」に、「169,050円」を「173,880円」に、「225,750円」を「232,200円」に、「281,400円」を「289,440円」に、「64,050円」を「65,880円」に、「127,050円」を「130,680円」に、「159,600円」を「164,160円」に、「191,100円」を「196,560円」に、「254,100円」を「261,360円」に、「318,150円」を「327,240円」に、「70,350円」を「72,360円」に、「176,400円」を「181,440円」に、「212,100円」を「218,160円」に、「283,500円」を「291,600円」に、「353,850円」を「363,960円」に、「151,200円」を「155,520円」に、「189,000円」を「194,400円」に、「226,800円」を「233,280円」に、「302,400円」を「311,040円」に、「378,000円」を「388,800円」に、「45,150円」を「46,440円」に、「90,300円」を「92,880円」に、「136,500円」を「140,400円」に、「181,650円」を「186,840円」に、「68,250円」を「70,200円」に、「135,450円」を「139,320円」に、「170,100円」を「174,960円」に、「203,700円」を「209,520円」に、「269,850円」を「277,560円」に、「338,100円」を「347,760円」に、「76,650円」を「78,840円」に、「152,250円」を「156,600円」に、「228,900円」を「235,440円」に、「304,500円」を「313,200円」に、「381,150円」を「392,040円」に、「85,050円」を「87,480円」に、「339,150円」を「348,840円」に、「424,200円」を「436,320円」に、「90,720円」を「93,310円」に、「181,440円」を「186,620円」に、「272,160円」を「279,940円」に、「362,880円」を「373,250円」に、「453,

600円」を「466, 560円」に改め、同表演劇ホールの項中「32, 550円」を「33, 480円」に、「64, 050円」を「65, 880円」に、「79, 800円」を「82, 080円」に、「95, 550円」を「98, 280円」に、「127, 050円」を「130, 680円」に、「159, 600円」を「164, 160円」に、「47, 250円」を「48, 600円」に、「119, 700円」を「123, 120円」に、「142, 800円」を「146, 880円」に、「192, 150円」を「197, 640円」に、「239, 400円」を「246, 240円」に、「54, 600円」を「56, 160円」に、「107, 100円」を「110, 160円」に、「135, 450円」を「139, 320円」に、「161, 700円」を「166, 320円」に、「215, 250円」を「221, 400円」に、「268, 800円」を「276, 480円」に、「59, 850円」を「61, 560円」に、「150, 150円」を「154, 440円」に、「180, 600円」を「185, 760円」に、「240, 450円」を「247, 320円」に、「300, 300円」を「308, 880円」に、「65, 100円」を「66, 960円」に、「130, 200円」を「133, 920円」に、「162, 750円」を「167, 400円」に、「195, 300円」を「200, 880円」に、「260, 400円」を「267, 840円」に、「325, 500円」を「334, 800円」に、「37, 800円」を「38, 880円」に、「76, 650円」を「78, 840円」に、「115, 500円」を「118, 800円」に、「153, 300円」を「157, 680円」に、「57, 750円」を「59, 400円」に、「114, 450円」を「117, 720円」に、「172, 200円」を「177, 120円」に、「228, 900円」を「235, 440円」に、「286, 650円」を「294, 840円」に、「129, 150円」を「132, 840円」に、「194, 250円」を「199, 800円」に、「258, 300円」を「265, 680円」に、「323, 400円」を「332, 640円」に、「71, 400円」を「73, 440円」に、「144, 900円」を「149, 040円」に、「216, 300円」を「222, 480円」に、「288, 750円」を「297, 000円」に、「360, 150円」を「370, 440円」に、「78, 120円」を「80, 350円」に、「156, 240円」を「160, 700円」に、「234, 360円」を「241, 060円」に、「312, 480円」を「321, 410円」に、「390, 600円」を「401, 760円」に改め、同表大會議室の項中「21, 000円」を「21, 600円」に、「23, 100円」を「23, 760円」に、「44, 100円」を「45, 360円」に、「25, 200円」を「25, 920円」に、「48, 300円」を「49, 680円」に、「69, 300円」を「71, 280円」に改め、同表中會議室の項中「3, 150円」を「3, 240円」に、「3, 240円」を「3, 470円」を「3, 570円」に、「6, 20円」を「6, 800円」に、「3, 780円」を「3, 890円」に、「7, 250円」を「7, 450円」に、「10, 400円」を「10, 690円」に改め、同表小會議室の項中「2, 100円」を「2, 160円」に、「2, 310円」を「2, 380円」に、「4, 410円」を「4, 540円」に、「2, 520円」を「2, 590円」に、「4, 830円」を「4, 970円」に、「6, 930円」を「7, 130円」に改め、同表和室の項中「4, 200円」を「4, 320円」に、「4, 620円」を「4, 750円」に、「8, 820円」を「9, 070円」に、「5, 040円」を「5, 180円」に、「9, 660円」を「9, 940円」に、「13, 860円」を「14, 260円」に改め、同表音楽リハーサル室の項及び演劇リハーサル室の項中「6, 480円」に、「6, 930円」を「7, 130円」に、「13, 230円」を「13, 610円」に、「7, 560円」を「7, 780円」に、「14, 490円」を「14, 900円」に、「20, 790円」を「21, 380円」に改め、同表第1練習室(19平方メートル)の項中「4, 200円」を「4, 320円」に、「4, 620円」を「4, 750円」に、「8, 820円」を「9, 070円」に、「5, 040円」を「5, 180円」に、「9, 660円」を「9, 940円」に、「13, 860円」を「14, 260円」に改め、同表第2練習室(16.7平方メートル)及び第3練習室(16.9平方メートル)の項中「2, 630円」を「2, 700円」に、「2, 940円」を「3, 020円」に、「5, 570円」を「5, 720円」に、「3, 150円」を「3, 240円」に、「6, 090円」を「6, 260円」に、「8, 720円」を「8, 960円」に改め、同表第1樂屋、第2樂屋、第3樂屋、第4樂屋及び第5樂屋の項及び第1控室、第2控室、第3控室、第4控室、第5控室及び第6控室の項中「2, 100円」を「2, 160円」に、「2, 310円」を「2, 380円」に、「4, 410円」を「4, 540円」に、「2, 520円」を「2, 590円」に、「4, 830円」を「4, 970円」に、「6, 930円」を「7, 130円」に改める。

別表の2の表情報回廊の項中「3, 500円」を「3, 600円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正後の第3条の2第1項の方針の案について述べた熊本県文化振興審議会の意見は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において同条第2項の規定により述べた当該審議会の意見とみなす。

3 改正後の別表の規定は、施行日以後の許可に係る使用料について適用し、施行日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

熊本県食肉衛生検査所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第18号

熊本県食肉衛生検査所設置条例の一部を改正する条例

熊本県食肉衛生検査所設置条例（昭和48年熊本県条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表中「菊池市及び合志市に所在するものに限る」を「熊本市に所在するものを除く」に、「超え、かつ、荒尾市、山鹿市及び玉名郡南関町に所在するものに限る」を「超えるものに限り、熊本市に所在するものを除く」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第19号

熊本県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

熊本県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（平成21年熊本県条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成26年12月31日」を「平成27年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県介護職員待遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第20号

熊本県介護職員待遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

熊本県介護職員待遇改善等臨時特例基金条例（平成21年熊本県条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成26年12月31日」を「平成27年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県介護保険審査会条例をここに公布する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第21号

熊本県介護保険審査会条例

熊本県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例（平成11年熊本県条例第43号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号）に定めるもののほか、法第184条の規定に基づき設置する熊本県介護保険審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（公益を代表する委員の定数）

第2条 法第185条第1項第3号の公益を代表する委員の定数は、12人以内とする。

（合議体を構成する委員の定数）

第3条 法第189条第2項の合議体を構成する委員の定数は、3人とする。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第22号

熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
等の一部を改正する条例

(熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の
一部改正)

第1条 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年熊本県条例第76号）を次のように改正する。

「第7章 共同生活介護」

目次中	第1節 基本方針（第124条） 第2節 人員に関する基準（第125条・第126条） 第3節 設備に関する基準（第127条） 第4節 運営に関する基準（第128条－第141条）」	「第7章 削除」に、「第4節 運営に関する基準（第199条－第201条）」を、
-----	---	---

「第4節 運外 第5節 運外 第1款 第2款 第3款 第4款」
--

營に関する基準（第198条の2－第201条）
部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する
この節の趣旨及び基本方針（第201条の2・第201条の3）
人員に関する基準（第201条の4・第201条の5）
設備に関する基準（第201条の6）
運営に関する基準（第201条の7－第201条の12）

る基準

に、「第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第204条

」

・第205条）」を「第15章 削除」に改める。
第5条第1項中「この章」の次に「及び第12章」を加え、同条第2項中「肢体不自由者」の次に「又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者」を加え、「常時介護を要する障害者」を「、常時介護を要するもの」に改める。

第6条第1項中「者（以下この章）の次に「及び第13章」を加える。
第80条第1項第2号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

第100条第1項各号を次のように改める。

(1) 指定障害者支援施設その他の法第5条第8項に規定する施設（入所によるものに限り、次号の施設を除く。以下この章において「入所施設等」という。）が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 当該入所施設等の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該入所施設等の利用者の数とみなした場合において、当該入所施設等として必要とする定員数を定めることとする。

(2) 第153条第1項に規定する指定共同生活援助事業者（以下「指定共同生活援助事業者」といいう。）が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 当該入所施設等の利用者の数を定めることとする。

ア 指定短期入所事業所（第153条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。）は、指定共同生活援助事業所（第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第201条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。）をいう。以下この章において同じ。）の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ 指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げる時間帯を除く。）次の（ア）又は（イ）に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める員数

（ア） 6以下 1以上

第195条中「並びにその」を「並びに」に改め、「対応」の次に「、入浴、排せつ又は食事の介護」を加える。

第196条第1項第2号を同項第3号とし、同項第1号中「10」を「6」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数を合計した数以上

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成26年厚生労働省令第5号。以下この号並びに附則第5項及び第6項において「区分省令」という。)第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数

第197条を次のように改める。

(管理者)

第197条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を有しなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第198条を次のように改める。

第198条 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族若しくは地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居(サテライト型住居(当該共同生活住居を設置しようとする者により設置される当該共同生活住居とは別の共同生活住居であって当該共同生活住居の入居者に対する支援を行うもの(以下この項において「本体住居」という。)と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下この条及び第200条の3において同じ。)を除く。以下この条及び第200条の3において同じ。)を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は、4人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4 共同生活住居の入居定員は、2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合は、2人以上20人(知事が特に必要があると認める場合にあっては、30人)以下とすることができる。

5 既存の建物を共同生活住居とした場合であって、当該共同生活住居を改築するとき(知事が特に必要があると認めるときに限る。)は、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員は、2人以上30人以下とすることができる。この場合において、当該共同生活住居の改築時の入居定員の数を上限とする。

6 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

7 前項のユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。

8 第6項のユニットには、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 居室

(2) 居室に隣接して設けられる利用者が相互に交流を図ることができる設備

9 前項第1号の居室の基準は、次のとおりとする。

(1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者へのサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができます。

(2) 一の居室の面積(収納設備等に係る面積を除く。)は、7.43平方メートル以上とすること。

10 サテライト型住居の基準は、次のとおりとする。

(1) 入居定員は、1人とすること。

(2) 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。

(3) 居室の面積(収納設備等に係る面積を除く。)は、7.43平方メートル以上とすること。

第13章第4節中第199条の前に次の5条を加える。

(入退居)

第198条の2 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供するものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、当該利用申込者の心身の状況、入居前の生活状況、病歴等の把握に努めなければならない。

- 3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、当該利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境及び援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、当該利用者に対し適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

第198条の3 指定共同生活援助事業者は、利用申込者又は利用者の入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の日その他の必要な事項(次項において「受給者証記載事項」という。)を当該利用申込者又は利用者の受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第198条の4 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供したときは、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供したときは、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 指定共同生活援助事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 食材料費

(2) 家賃(法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合(同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。)は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除して得た額を限度とする。)

(3) 光熱水費

(4) 日用品費

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 指定共同生活援助事業者は、前3項の規定により支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支払を行った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

- 5 指定共同生活援助事業者は、第3項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

(指定共同生活援助の取扱方針)

第198条の5 指定共同生活援助事業者は、第201条において読み替えて準用する第60条に規定する共同生活援助計画(以下この章において「共同生活援助計画」という。)に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるように、当該利用者の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて当該利用者の支援を行ふとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該者が継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにならなければならない。

- 3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について理解しやすいよう、説明を行わなければならぬ。

- 4 指定共同生活援助事業者は、自らその提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその指定共同生活援助の質の改善を図らなければならない。

- 5 指定共同生活援助事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。

- 6 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその指定共同生活援助の質の改善を図るよう努めなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

第198条の6 サービス管理責任者は、第201条において準用する第60条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用申込者の利用に際し、当該利用申込者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用申込者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

- (2) 利用者の身体及び精神の状況、置かれている環境等に照らし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる当該利用者に対し必要な支援を行うこと。
- (3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう、指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。
- (4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

第199条の見出しを「(介護及び家事等)」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同条第1項中「第3項」を「第5項」に改め、同項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

指定共同生活援助事業者は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の身体及び精神の状況に応じて適切な技術をもって介護を行わなければならない。

第199条の次に次の2条を加える。

(社会生活上の便宜の供与等)

第199条の2 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対して行う手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第199条の3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 苦情解決の手続に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項

第200条第3項に次のただし書きを加える。

ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確實に行うことができる場合は、この限りでない。

第200条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書きの規定により指定共同生活援助に係る業務(生活支援員に係るものに限る。)の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合は、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

第200条の次に次の3条を加える。

(支援体制の確保)

第200条の2 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第200条の3 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居、サテライト型住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第200条の4 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関(当該指定共同生活援助事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。)を定めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関(当該指定共同生活援助事業者との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。)を定めるよう努めなければならない。

第201条中「、第128条から第133条まで、第135条、第136条及び第138条から第140条まで」を「及び第157条の2」に、「第201条において準用する第136条」を「第199条の3」に、「第201条において準用する第130条第1項」を「第198条の4第1項」に、「第201条において準用する第130条第2項」を「第198条の4第2項」に、「第201条において準用する第140条第1項」を「第200条の4第1項」に、「第130条第3項第2号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」と、第132条第1項及び第133条第1項中「第141条」とあるのは「第201条」と、第133条第1項第3

号及び第135条第1項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所」を「第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」に改める。

第13章に次の1節を加える。

第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第201条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第201条の12において読み替えて準用する第60条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下この節において同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第201条の4第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下この節において「受託居宅介護サービス事業者」という。）により当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下この節において「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下この節及び附則第3項において同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第201条の3 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて、共同生活住居において入浴、排せつ及び食事の介護、相談への対応その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第201条の4 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（以下この節及び附則第3項において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この節において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）に有しなければならない基本サービスを提供する従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上
- (2) サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数
ア 30以下 1以上
イ 31以上 利用者の数から30を控除して得た数を30で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項各号に掲げる従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第201条の5 第197条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

(準用)

第201条の6 第198条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第201条の7 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第201条の9の規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者との業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以

下この節において「受託居宅介護サービス事業所」という。)の名称その他の当該利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定により書面を交付する場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(受託居宅介護サービスの提供)

第201条の8 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

- 2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合は、当該受託居宅介護サービスを提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

第201条の9 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地
- (6) 入居に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 苦情解決の手続に関する事項
- (12) その他事業の運営に関する重要な事項

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

第201条の10 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

- 2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。

- 3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護とする。

- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護を提供する事業者と、第1項に規定する方法により受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

- 5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、前項の受託居宅介護サービスの提供に関する業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

- 6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第201条の11 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を営むことができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

- 3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。

- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者がその資質の向上のために必要な研修を受ける機会を確保しなければならない。

(準用)

第201条の12 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第199条の2まで及び第200条の2から第200条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の12において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2

項」とあるのは「第201条の12において準用する第198条の4第2項」と、第60条、第77条第2項及び第198条の5中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第55条第1項」と、同項第2号中「第67条」とあるのは「第201条の12において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第75条第2項」とあるのは「第201条の12において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条の12において準用する第198条の5及び第1号中「第8条の6中「第201条」とあるのは「第201条の12において準用する第200条の2第1項中「協力医療機関」とあるのは「第201条の12において準用する第157条の2第1項」」と、「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者)」と、「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者)」と、「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者)」と、「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第15章を次のように改める。

第15章 削除

第204条及び第205条 削除

附則第3項中「指定共同生活援助事業者」の次に「又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」を加え、「指定共同生活援助事業等」を「指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業(次項において「指定共同生活援助の事業等」という。)」に、「当該事業所」を「当該指定共同生活援助事業所」に、「第127条第6項から第8項」を「第198条第7項から第9項」に、「第198条」を「第201条の6」に改め、「かかわらず、」の次に「基準省令による改正前の」を加える。

附則第4項中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「第127条(第198条)を「第198条(第201条の6)に、「第127条第6項」を「第198条第7項」に改める。

附則第5項の前見出し中「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活介護事業所」に、「指定共同生活介護事業所」を「第199条第5項」に、「指定共同生活介護事業所」を「第199条第5項」に、「指定共同生活介護事業所」を「第18年厚生労働省令第6号」に、「同条第6号」を「第134条第5項」に、「障害程度区分」を「障害程度区分」に、「同条第6号」を「第18年厚生労働省令第5号」に、「同条第6号」を「第198条第5号」に、「同条第6号」を「場合にあっては」に改める。

附則第6項を次のように改める。
6 第199条第5項を規定する区段内に該当する者が、共同生活介護(身体に障害がある場合)に希望し、次までの間、当該利用者が利用が位置付けられていること。

(1) 当該利用者の個別支援計画に記載されるべきものには、該当する者による居宅介護を必要と認める。

(2) 当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村が必要と認める。

附則第7項中「前2項の」は「前2項に規定する」に、「おいて」を「における第199条イ」に、「利用者の数」を「人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正」に、「利用者の数」を「人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正」に改める。

第2条 熊本県指定障害者支援施設設置の規程(平成24年熊本県条例第77号)を次のように改定する。

第5条第1項第2号ア中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

(熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)
第3条 熊本県指定障害者支援施設設置の規程(平成24年熊本県条例第78号)を次のように改定する。

第39条第1項第3号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

第59条第8項に次のただし書を加える。

ただし、宿泊型自立訓練を行う自立訓練(生活訓練)事業所において、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第89条第3項中「第52条第1項第3号及び第5号、第6項並びに」を「第52条第1項第5号及び」に、「1の」を「一の」に改める。

(熊本県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)
第4条 熊本県指定障害者支援施設設置の規程(平成24年熊本県条例第79号)を次のように改定する。

第11条第2項第2号ア中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

(熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)
第5条 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第82号)を次のように改正する。

第50条第1項中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改める。

(熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)
第6条 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第83号)を次のように改正する。

第46条第1項中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(以下「旧基準条例」という。)第124条に規定する指定共同生活介護の事業を行っている事業所並びに旧基準条例第204条に規定する指定共同生活介護の事業等を行っている一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所については、第1条の規定による改正後の熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(以下「新基準条例」という。)第195条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧基準条例第195条に規定する指定共同生活援助の事業を行っている事業所(以下「旧指定共同生活援助事業所」という。)は、新基準条例第201条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行なう事業所(以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。)とみなす。

4 前項の規定により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされた旧指定共同生活援助事業所について、新基準条例第201条の4の規定を適用する場合においては、当分の間、同条第1項第1号中「6」とあるのは、「10」とする。

5 附則第3項の規定により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされた旧指定共同生活援助事業所について、新基準条例第201条の10第4項の規定を適用する場合においては、この条例の施行日後の最初の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第41条第1項の更新がされるまでの間、新基準条例第201条の10第4項中「事業の」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供の」とする。

熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県条例第23号

熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例(平成20年熊本県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条中「10,000分の8」を「100,000分の44」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県条例第24号

熊本県公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例

熊本県公害健康被害認定審査会条例(昭和49年熊本県条例第47号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第45条第4項」を「第45条第3項」に改める。

第2条の見出し中「の任期」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

委員の定数は、10人以内とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県地球温暖化の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第25号

熊本県地球温暖化の防止に関する条例の一部を改正する条例
熊本県地球温暖化の防止に関する条例（平成22年熊本県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県青少年問題協議会設置条例及び熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第26号

熊本県青少年問題協議会設置条例及び熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例
(熊本県青少年問題協議会設置条例の一部改正)

第1条 熊本県青少年問題協議会設置条例(昭和28年熊本県条例第75号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の各号」を削り、同項第1号及び第2号中「きょう正」を「矯正」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 熊本県少年保護育成条例(昭和46年熊本県条例第30号)第20条の規定により協議会の権限に属させられた事項を処理すること。

第2条第2項中「前項に規定する事項」を「前項第1号及び第2号に掲げる事務」に改め、「知事」の次に「及び県内の関係行政機関」を加える。

第3条第1項中「会長及び」を削り、「30人」を「20人」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「の各号」を削り、同項第1号中「4人」を「1人」に改め、同項第2号中「12人」を「5人」に改め、同項第4号中「13人」を「7人」に改め、同項に次の2号を加え、同項を同条第2項とする。

(5) 保護者(熊本県少年保護育成条例第4条第2号に規定する保護者をいう。)
3人以内

(6) 青少年の健全な育成に有益となり得る図書、映画等又はその健全な育成を阻害するおそれのある図書、映画等を取り扱う事業者が組織する団体の代表者3人以内

第4条中「前条第3項第4号の」を「前条第2項第4号から第6号までに掲げる者のうちから任命される」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第5条の見出しを「(会長)」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(熊本県少年保護育成条例の一部改正)

第2条 熊本県少年保護育成条例(昭和46年熊本県条例第30号)の一部を次のように改正する。

目次中「少年保護育成審議会(第20条—第23条)」を「熊本県青少年問題協議会への諮問(第20条)」に、「第24条—第26条」を「第21条—第23条」に、「第27条」を「第24条」に改める。

第4章の章名を次のように改める。

第4章 熊本県青少年問題協議会への諮問

第20条から第22条までを削る。

第23条の見出しを削り、同条第1項中「審議会」を「熊本県青少年問題協議会(次項において「協議会」という。)」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に、「審議会」を「協議会」に改め、同条を第20条とする。

第5章中第24条を第21条とし、第25条を第22条とし、第26条を第23条とする。

第6章中第27条を第24条とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第27号

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例（平成21年熊本県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）第42条第1項」を「産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第128条第1項」に、「第41条第2項の」を「第127条第2項に規定する」に改め、同条第2号中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第47条」を「産業競争力強化法第133条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第28号

熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例

熊本県立職業能力開発校条例（昭和44年熊本県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれにも該当しない訓練生については、この限りでない。

- (1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。次号において「支援金支給法」という。）第2条に規定する高等学校等（次号において「高等学校等」という。）（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し、又は修了した訓練生
- (2) 高等学校等に在学した期間（支援金支給法第3条第3項の規定により計算した期間をいう。）が通算して36月を超える訓練生
- (3) 訓練生の就学に要する経費を負担すべき者として規則で定める者の収入の状況に照らして、授業料を徴収しないことにより当該者の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない訓練生として規則で定める訓練生

附 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前から引き続き熊本県立職業能力開発校に在校する訓練生に係る授業料については、なお従前の例による。

熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第29号

熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例

熊本県産業技術センター条例（昭和27年熊本県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

設備	単位	金額
化学試験・化学加工設備	1台30分につき	200円以上3,350円以下の範囲内で知事が定める額
食品試験・食品加工設備	1台30分につき	50円以上5,300円以下の範囲内で知事が定める額
機械試験・機械加工設備	1台30分につき	150円以上3,300円以下の範囲内で知事が定める額
金属試験・金属加工設備	1台30分につき	200円以上3,950円以下の範囲内で知事が定める額
木竹試験・木竹加工設備	1台30分につき	400円
電気試験・電気加工設備	1台30分につき	50円以上1,500円以下の範囲内で知事が定める額

有機薄膜試験・有機薄膜加工設備	1台30分につき	150円以上5,900円以下の範囲内で知事が定める額
電気自動車用急速充電器	1回30分につき	480円

備考 使用時間が30分未満のとき、又は使用時間に30分未満の端数があるときは、30分として計算する。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

熊本県就農支援資金貸付特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第30号

熊本県就農支援資金貸付特別会計条例の一部を改正する条例

熊本県就農支援資金貸付特別会計条例（平成23年熊本県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「規定により、」の次に「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号。以下「改正法」という。）第4条の規定による廃止前の」を、「貸付事業」の次に「及び改正法附則第9条第3項の規定によりなお従前の例により行われる資金の貸付けの業務」を加える。

附 則

この条例は、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）の施行の日から施行する。

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第31号

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例

熊本県都市公園条例（昭和53年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。
別表第1の2の表中「2,350円」を「2,420円」に、「690円」を「710円」に、「890円」を「920円」に、「2,250円」を「2,310円」に、「600円」を「620円」に、「610円」を「630円」に、「1,940円」を「2,000円」に、「2,270円」を「2,330円」に、「1,080円」を「1,110円」に、「1,730円」を「1,780円」に、「1,160円」を「1,190円」に、「2,040円」を「2,100円」に、「1,370円」を「1,410円」に改める。

別表第1の3の表中「147円」を「151円」に改める。

別表第1の4の表中「210円」を「220円」に、「9,500円」を「9,770円」に、「4,200円」を「4,320円」に、「2,100円」を「2,160円」に改める。

別表第2の1の表野球場の項中「860円」を「880円」に改め、同表ソフトボール場の項中「750円」を「770円」に改め、同表テニスコートの項中「1,070円」

「センターコート以外のコート	センターコート	クレーコート	1面1時間	180円
	以外のコート		につき	370円
「クレーコート以外のコート	クレーコート	1面1時間	230円	を「セ
	以外のコート	につき	480円	ンターコート以外のコート

「センターコート以外のコート」1面1時間 230円
につき 490円」に改め、同表サッカーラグビー場

の項中「750円」を「770円」に改め、同表多目的広場Aの項中「590円」を「610円」に改め、同表多目的広場B多目的広場Cの項中「750円」を「770円」に改め、同表弓道場の項及び相撲場の項中「260円」を「270円」に改め、同表体育館の

項中	「100円	「100円	1面1時間	180円
	210円	220円		
	210円	210円		
	430円	440円		

「860円」を「880円」に、「1,770円」を「1,820円」に改め、同表運動広場の項中「450円」を「460円」に、「2,660円」を「2,740円」に改め、同表補助競技場の項中「2,100円」を「2,160円」に改め、同表投てき場の項中「420円」を「430円」に改める。

別表第2の2の表中「129,540円」を「133,240円」に、「850円」を「870円」に、「1,590円」を「1,640円」に、「1,280円」を「1,320円」に、「2,380円」を「2,450円」に、「9,960円」を「10,240円」に改める。

0円」に、「2,500円」を「2,570円」に、「388,620円」を「399,720円」に、「29,890円」を「30,740円」に、「7,480円」を「7,690円」に、「12,470円」を「12,830円」に、「9,650円」を「9,930円」に、「210円」を「220円」に、「380円」を「390円」に改める。

別表第2の3の表中「129,680円」を「133,390円」に、「9,980円」を「10,270円」に、「4,990円」を「5,130円」に、「320円」を「330円」に、「389,030円」を「400,150円」に、「29,930円」を「30,790円」に、「14,960円」を「15,390円」に改める。

別表第2の4の表中「1,050円」を「1,080円」に、「320円」を「330円」に、「3,150円」を「3,240円」に、「230円」を「240円」に、「1,350円」を「1,390円」に、「430円」を「440円」に、「270円」を「280円」に、「680円」を「700円」に改める。

別表第2の5の表中 「70台点灯 1時間につき 2,940円」 を「4分の1点灯 1時間につき 1,650円」 に、「6,410円」を「6,590円」に、「4,360円」を「4,480円」に、「1,260円」を「1,300円」に、「370円」を「380円」に、「680円」を「700円」に、「470円」を「480円」に改める。
 別表第2の6の表中「5,040円」を「5,180円」に、「8,400円」を「8,640円」に、「15,020円」を「15,450円」に、「7,230円」を「7,440円」に、「1,580円」を「1,630円」に、「1,000円」を「1,030円」に、「2,150円」を「2,210円」に、「530円」を「550円」に、「420円」を「430円」に、「580円」を「600円」に、「470円」を「480円」に、「370円」を「380円」に、「890円」を「920円」に、「210円」を「220円」に改める。

別表第2の7の表中「210円」を「220円」に改める。
 别表第3の1の表中「22,170円」を「22,800円」に、「3,770円」を「3,880円」に、「4,520円」を「4,650円」に、「4,840円」を「4,980円」に、「5,600円」を「5,760円」に、「1,500円」を「1,540円」に、「1,720円」を「1,770円」に、「64,580円」を「66,430円」に、「8,620円」を「8,870円」に、「27,850円」を「28,650円」に、「2,140円」を「2,200円」に、「850円」を「870円」に、「83,670円」を「86,060円」に、「6,440円」を「6,620円」に、「2,570円」を「2,640円」に、「640円」を「660円」に改める。

別表第3の2の表中「540円」を「560円」に、「1,400円」を「1,440円」に、「2,800円」を「2,880円」に、「210円」を「220円」に、「430円」を「440円」に改める。

別表第3の3の表中「315,000円」を「324,000円」に、「76,650円」を「78,840円」に、「26,250円」を「27,000円」に、「17,850円」を「18,360円」に、「13,650円」を「14,040円」に、「9,450円」を「9,720円」に改める。

別表第3の4の表中「210円」を「220円」に、「420円」を「430円」に、「320円」を「330円」に改める。

別表第4の1の表テニスコートの項中「480円」を「490円」に改め、同表多目的広場の項中「190円」を「200円」に、「230円」を「240円」に改め、同表グラウンド・ゴルフ場の項中「1,050円」を「1,080円」に、「420円」を「430円」に改める。

別表第4の2の表中「23,540円」を「24,210円」に、「2,140円」を「2,200円」に、「850円」を「870円」に、「70,840円」を「72,860円」に、「6,440円」を「6,620円」に、「2,570円」を「2,640円」に改める。

別表第4の3の表中「320円」を「330円」に改める。

別表第4の4の表中「680円」を「700円」に改める。

附 則

- (施行期日)
 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
 (経過措置)
 2 改正後の別表第1の2の表及び別表第1の3の表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の管理又は占用に係る使用料について適用し、施行日前の管理又は占用に係る使用料については、なお従前の例による。
 3 改正後の別表第1の4の表、別表第2、別表第3及び別表第4の規定は、施行日以後の許可に係る使用料について適用し、施行日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第32号

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例（昭和23年熊本県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を削り、同条第2項中「前項ただし書の規定により徴収する」を「県立高等学校の」に改め、「各号に掲げる」を削り、同項第2号中「1,750円」を「1,740円」に改め、同項第3号中「340円」を「336円」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「は、年額を月割りし」を「にあっては当該授業料の年額を12で除して得た額を、同項第2号に掲げる授業料にあつては当該授業料の額を履修期間の月数で除して得た額を」に、「期限」を「区分に応じ、同表に定める納付期限」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第2項第2号及び第3号」を「第1項第3号」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条に次の2項を加える。

4 県立高等学校の生徒（通信制の課程の生徒を除く。）が高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第4条の規定による認定の申請又は同法第17条の規定による届出をした場合は、知事は、第2項の規定にかかわらず、当該申請又は届出をした日の属する月から知事が指定する月までの各月分の授業料の納付を猶予することができる。

5 知事は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第1項に規定する就学支援金を受領したときは、同法第7条の規定により当該就学支援金を当該就学支援金の支給を受ける生徒の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

第3条中「前条第1項ただし書の場合において、」を削り、同条ただし書中「全月に及ぶものは月割をもってその月」を「月の初日から末日までの期間の全日数にわたる場合には、その月分」に改める。

附 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前から引き続き県立高等学校に在学する者に係るこの条例の施行の日以後の授業料の徴収については、なお従前の例による。

指導教諭の設置に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第33号

指導教諭の設置に伴う関係条例の整備に関する条例

（熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条中「主幹教諭」の次に「、指導教諭」を加える。

第17条の3第1項中「の各号」を削り、同項第1号中「若しくは通信教育に従事する者に限る。」の次に「、指導教諭（本務として定期制教育又は通信教育に従事する者に限る。）」を加え、同項第2号中「次の」を「、次のア又はイの」に改め、同条第2項ただし書中「その者」を「、その者」に改め、同条第4項中「一に」を「いずれかに」に、「支給しない」を「、支給しない」に改め、同項第3号中「の場合」を「に規定する場合」に、「の規定による休暇」を「に該当する場合における病気休暇」に、「を与えた」を「について勤務時間条例第16条の規定による承認を受けた」に改める。

第17条の4第1項中「の各号」を削り、同項第1号中「主幹教諭」の次に「、指導教諭」を加え、「講師で」を「講師のうち、」に、「のうち次に掲げるア又はイに該当する者以外の者」を「であつて、次のア又はイのいずれにも該当しないもの」に改める。

（熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中「主幹教諭」の次に「、指導教諭」を加える。

第11条の3第1項中「主幹教諭」の次に「、指導教諭」を加え、「のうち次の各号に掲げる者以外の者」を「であつて、次の各号のいずれにも該当しないもの」に改め、同条第2項中「掲げる額」を「掲げる授業又は指導の区分に応じ、当該各号に定める額」に改める。

（熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）

第3条 熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年熊本県条例第81号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「主幹教諭」の次に「、指導教諭」を加える。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県社会教育委員条例をここに公布する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第34号**熊本県社会教育委員条例**

熊本県社会教育委員設置条例（昭和24年熊本県条例第55号）の全部を改正する。
 （設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、熊本県社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。
 （委嘱の基準）

第2条 委員の委嘱の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。
 （定数）

第3条 委員の定数は、20人以内とする。
 （任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。
 （委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の熊本県社会教育委員設置条例第1条の社会教育委員（以下「従前の社会教育委員」という。）である者は、この条例の施行の日に、委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の熊本県社会教育委員条例第4条第1項の規定にかかわらず、同日における従前の社会教育委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

熊本県いじめ防止対策審議会条例をここに公布する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第35号**熊本県いじめ防止対策審議会条例****（設置）**

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項の附属機関として、熊本県いじめ防止対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。
 （所掌事務）

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 (1) いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。次条において同じ。）に関する重要事項

(2) 法第12条に規定する地方いじめ防止基本方針に関する事項
 2 審議会は、前項各号に掲げる事項について、教育委員会に意見を述べることができる。
 （組織）

第3条 審議会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、法律、医療、心理、福祉又は教育に関する専門的な知識経験その他のいじめの防止等に関する調査審議を行うために必要な知識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。
 （会長）

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
 （会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県いじめ問題対策連絡協議会条例をここに公布する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第36号

熊本県いじめ問題対策連絡協議会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第1項の規定に基づき、熊本県いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 知事が指定する学校
- (2) 県及び知事が指定する市町村の教育委員会
- (3) 県又は市が設置する児童相談所
- (4) 熊本地方法務局
- (5) 県警察
- (6) 前各号に掲げる者のほか、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関する機関及び団体その他の知事が必要と認める者

(協議の結果の尊重)

第3条 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重するよう努めるものとする。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、県教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第37号

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年熊本県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条中「航空機とう乗作業及び航空機とう乗危険作業」を「航空機搭乗作業、航空機搭乗危険作業及び身辺警護等作業」に、「すべて」を「全て」に改める。

別表第21号作業の項中「航空機とう乗作業」を「航空機搭乗作業」に、「とう乗して」を「搭乗して」に改め、同表第22号作業の項中「航空機とう乗危険作業」を「航空機搭乗危険作業」に、「とう乗して」を「搭乗して」に改め、同表第24号作業の項を次のように改める。

第24号作業	遠隔地水上警戒作業(本土から遠隔の地にある離島の周辺の海域において海上保安庁の巡視船に乗り組んで行う警戒の作業で、人事委員会の定めるものをいう。)	1日につき 1,100円
	船舶警ら等作業(船舶に乗り組んで行う作業(遠隔地水上警戒作業であるものを除く。)に限る。)	1日につき 220円

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第38号

熊本県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例

熊本県留置施設視察委員会条例(平成19年熊本県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第21条第6項」を「第21条第4項」に改める。

第3条第2項を次のように改める。

- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
附 則
この条例は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第39号

熊本県暴力団排除条例の一部を改正する条例

熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）の一部を次のように改正する。
第20条第1項及び第2項中「又は第2項」を「から第3項まで」に改め、同条第3項及び第4項を削る。

第28条及び第29条第1項中「及び第2項並びに第20条第1項及び第2項」を「から第3項まで及び第20条」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 改正後の第20条、第28条及び第29条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる行為について適用し、同日前に行われた行為については、なお従前の例による。